

Radiata Increase



FP2級 資産設計提案業務 過去問解説 2019 年 1 月

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容が無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[過去問解説]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 問題数は40問、解答はすべて記述式です。
- ・ 択一問題の場合、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選んでください。
- ・ 語群選択問題の場合、語群の中からそれぞれの空欄にあてはまるとと思われる語句・数値を選び、語群に記されたとおりに解答用紙の所定の欄に記入してください。また、語群の語句・数値にそれぞれ番号が付してある場合は、その番号のみを記入してください。
- ・ 語群のない問題の場合、指示に従い解答用紙の所定の欄に直接正解と思われる語句・数値・記号を記入してください。
- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、2018年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮しないものとします。
- ・ 解答は楷書、算用数字（1、2、3…）ではっきりと正しく記入してください（誤字・脱字・略字は不可）。
- ・ 計算問題については、計算結果を解答として所定の欄に記入してください。その際、解答用紙に記載されている単位を使用し、漢字や小数点、上付き数字を使用しないでください。正しく記入されなかった場合、採点されませんのでご注意ください。なお、カンマのあり・なしについては採点には影響しません。

〔例1〕解答用紙に記載の単位「万円」の場合

可の例：105万円／不可の例：1,050,000円

〔例2〕解答用紙に記載の単位「円」の場合

可の例：1,005,000円／不可の例：100万5,000円、100.5万円、100.⁵万円

【第1問】下記の(問1)、(問2)について解答しなさい。

問1

ファイナンシャル・プランナー(以下「FP」という)が、ファイナンシャル・プランニング業務を行ううえでは「関連業法」を順守することが重要である。FPの行為に関する次の(ア)~(エ)の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

(ア)生命保険募集人または保険仲立人の登録を受けていないFPが、生命保険契約を検討している顧客のライフプランに基づき、必要保障額を具体的に試算した。

(イ)弁護士資格を有していないFPが、顧客から相続人間の交渉における代理人となることを依頼されたが、自分は代理人とならずに、提携している弁護士を紹介した。

(ウ)税理士資格を有していないFPが、顧客の個別具体的な相続税納付額の計算を無償で行った。

(エ)社会保険労務士資格を有していないFPが、顧客が持参した「ねんきん定期便」を基に公的年金の受給見込み額を計算した。

【答え】

ア. 適切○

保険募集人でないFPは、保険業法により保険の募集を行ってははいけません。
ただし、生命保険商品の一般的な説明や、保障額の試算・ライフプラン設計を行うことは可能です。

イ. 適切○

弁護士資格を持たないFPは、法律問題のような具体的な法律判断や法律事務を行ってははいけません。
従って、弁護士へ依頼することが適切です。

ウ. 不適切×

税理士資格を持たないFPは、有償・無償にかかわらず具体的な税務相談や税務書類の作成を行ってははいけません。
ただし、仮の事例や、一般的な税法の解説は行うことができます。

エ. 適切○

社労士資格のないFPでも、顧客の公的年金の受給見込み額の計算を行うことは可能です。
※年金請求手続きを業務として代行することは出来ません。

問2

個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 個人事業主であるファイナンシャル・プランナーが、事業の用に供する目的で100名分の顧客名簿を作成している場合であれば、個人情報保護法の適用対象とはならない。
2. 個人番号(マイナンバー)、基礎年金番号、健康保険の被保険者証の記号番号のいずれも、個人情報として取り扱う必要がある。
3. 個人情報取扱事業者が、税務署の職員による税務調査に応じ、個人情報を提出する場合には、第三者提供に関する本人の同意は不要である。
4. 個人情報取扱事業者が、本人との契約書を通じて、契約者本人の個人情報を取得する場合、原則として、契約締結前に本人に対し、その利用目的を明示する必要がある。

【答え】

1. 不適切

顧客名簿には、特定の個人と特定可能な情報が記載されているため、個人情報保護法が適用されます。

2. 適切

特定の個人を識別できる情報は個人情報として扱われますので、氏名や生年月日の記載のあるマイナンバー他、基礎年金番号、健康保険の被保険者証の記号番号は個人情報として扱います。

3. 適切

個人情報保護法では、本人の同意なく第三者へ個人情報を提供してはいけません。

ただし、税務調査や警察への情報提供など、国や自治体への協力を目的とする場合には同意は不要となります。

4. 適切

個人情報取扱事業者が個人情報を取得する場合、その利用目的を本人に明確に伝えなくてはなりません。

従って、正解は【1】

【第2問】 下記の(問3)~(問5)について解答しなさい。

問3

下記<資料>は、氷室さんが同一の特定口座内で行ったPX株式会社の株式取引に係る明細である。 氷室さんが2018年12月12日に売却した300株について、譲渡所得の取得費の計算の基礎となる1株当たりの取得価額として、正しいものはどれか。なお、計算結果について円未満の端数が生じる場合は切り上げること。

<資料：PX株式会社の取引明細>

取引日	売買の別	約定単価 (円)	株数 (株)
2017年 6月 1日	買付	2,450	300
2017年12月 7日	買付	2,820	100
2018年 2月16日	買付	2,700	200
2018年12月12日	売却	3,700	300

※売買手数料や消費税については考慮しないこととする。

※その他の記載のない条件については一切考慮しないこととする。

1. 2,450円
2. 2,595円
3. 2,657円
4. 2,740円

【答え】

株式の譲渡所得を計算する際には、

譲渡価格-取得費=株式の譲渡価格

いくらで売れたのか？：譲渡価額

それを取得するのにいくらかったか？：取得費(手数料込み)

取得費を計算する際、複数回、売買を繰り返した場合には、

加重平均した一株あたりの価額(手数料込み)×売却した株式数

＜資料：P X株式会社の取引明細＞

取引日	売買の別	約定単価（円）	株数（株）
2017年 6月 1日	買付	2,450	300
2017年12月 7日	買付	2,820	100
2018年 2月16日	買付	2,700	200
2018年12月12日	売却	3,700	300

※売買手数料や消費税については考慮しないこととする。

※その他の記載のない条件については一切考慮しないこととする。

・一株あたりの価額

資料より2017年は6月、12月、18年2月に購入、12月に売却を行っておりますので、それぞれの購入代金は

6月 : 2,450円×300株=735,000円

12月 : 2,800円×100株=282,000円

2月:2,700円×200株=540,000円

加重平均した1株あたりの価額

$$\frac{(735,000\text{円} + 282,000\text{円} + 540,000\text{円})}{1,557,000\text{円}} \div \frac{(300\text{株} + 100\text{株} + 200\text{株})}{600\text{株}} = 2,595\text{円}$$

従って、正解は【2. 2, 595 円】

取得費合計は $2,595\text{円} \times 300\text{株} = 778,500\text{円}$

・譲渡価格

$$3,700\text{円} \times 300\text{株} = 1,110,000\text{円}$$

讓渡所得=讓渡価格-取得費

$$1,110,000\text{円}-778,500\text{円}=331,500$$

問4

下記<資料>は、福岡さんがWA銀行に預け入れている外貨定期預金の明細である。この外貨定期預金について、満期時の外貨ベースの元利合計額を円転した金額を計算しなさい。なお、計算結果(円転した金額)について円未満の端数が生じる場合は切り捨てること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

<資料>

- ・ 預入額 10,000米ドル
- ・ 預入期間 12ヵ月
- ・ 預金金利 2.0% (年率)
- ・ 為替レート (1米ドル)

	T T S	T T M (仲値)	T T B
満期時	112.00円	111.00円	110.00円

注1：利息の計算に際しては、預入期間は日割りではなく月割りで計算すること。

注2：為替差益・為替差損に対する税金については考慮しないこと。

注3：利息に対しては、米ドル建ての利息額の20%（復興特別所得税は考慮しない）相当額が所得税・住民税として源泉徴収されるものとする。

【答え】

計算の手順

1. 満期時の利息額の計算
2. 利息に対しての源泉徴収
3. 満期時の外貨ベースの元利合計から円へ

<資料>

- ・ 預入額 10,000米ドル
- ・ 預入期間 12ヵ月
- ・ 預金金利 2.0% (年率)
- ・ 為替レート (1米ドル)

	TTS	TTM (仲値)	TTB
満期時	112.00円	111.00円	110.00円

注1：利息の計算に際しては、預入期間は日割りではなく月割りで計算すること。

注2：為替差益・為替差損に対する税金については考慮しないこと。

注3：利息に対しては、米ドル建ての利息額の20%（復興特別所得税は考慮しない）相当額が所得税・住民税として源泉徴収されるものとする。

1. 利息額の計算

10,000米ドルを年利2.0%で12ヶ月満期ですので、
10,000米ドル×2.0%=200米ドル

米ドル建ての利息額の20%が源泉徴収

200米ドル×(1-0.2)=160米ドル
よって、元金の合計は10,160米ドル

円から外貨に換える時にはTTSを使用します。
外貨から円に換える時にはTTBを使用します。

10,160米ドルを円に換えるためTTB(1米ドル110.00円)を使用します。

従って、10,160米ドル×110.00円=1,117,600円

従って、正解は【1,117,600円】

問5

個人型確定拠出年金(以下「iDeCo」という)に関する次の(ア)~(エ)の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

(ア)国民年金基金とiDeCoの両方に重複して加入することはできない。

(イ)掛金は毎月拠出する方法のほか、拠出限度額の範囲内で年1回以上、任意に決めた月にまとめて拠出することもできる。

(ウ)国民年金保険料の半額免除を受けている場合でも、iDeCoに加入することができる。

(エ)支払った掛金は、小規模企業共済等掛金控除として、所得控除することができる。

【答え】

ア. 不適切×

国民年金基金と確定拠出年金は重複して加入が可能です。

国民年金の掛け金の上限は68,000円です。

既に確定拠出年金に加入している場合には、国民年金基金と合わせての上限が68,000円です。

イ. 適切○

平成30年1月に法改正によって、それまでは「月払い」のみであった掛け金の拠出が「年払い」や「半年払い」など、拠出者の都合に合わせて、**まとめたの拠出も可能**となりました。

ウ. 不適切×

iDeCoの加入対象者は

・60歳未満の人

公的年金の加入者（国民年金・厚生年金・共済組合等）

・自営業者（第1号被保険者）

・厚生年金保険の被保険者（第2号被保険者）

・専業主婦（第3号被保険者）

です。また国民年金保険料の半額免除を受けている場合には、加入することが**出来ません**。

エ. 適切○

確定拠出年金の節税効果は

拠出時： 小規模企業共済等掛金控除⇒所得税控除となります。

運用中： 非課税（利息・収益分配金・売却益）

給付時： 一時金 退職所得控除の適用

年金 公的年金等控除の適用

【第3問】下記の(問6)~(問9)について解答しなさい。

問6

下記<資料>は、中井さんが購入を検討しているマンションの登記事項証明書の一部である。この登記事項証明書に関する次の(ア)~(エ)の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。

<資料>

全部事項証明書（建物）				
表 題 部 （専有部分の建物の表示）			不動産番号	××××××××××××××××
家屋番号	××二丁目2番3の305		余白	
建物の名称	305		余白	
① 種 類	② 構 造	③ 床面積㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	鉄筋コンクリート造 1階建	3階部分 70 35	平成23年〇月〇〇日新築 〔平成23年〇月〇〇日〕	
表 題 部 （敷地権の表示）				
① 土地の符号	② 敷地権の種類	③ 敷地権の割合	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1	所有権	62187分の935	平成23年〇月〇〇日敷地権 〔平成23年〇月〇〇日〕	
所 有 者	〇〇県△△市××二丁目3番5号 株式会社しあわせ不動産			
権 利 部（甲区） （所有権に関する事項）				
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項	
1	所有権保存	平成23年〇月〇〇日 第〇〇〇〇〇号	原因 平成23年〇月〇〇日売買 所有者 〇〇県△△市××二丁目5番7-305 小田孝	

※下線のあるものは抹消事項であることを示す。

(ア)表題部に記載されている305号室の専有部分の床面積は、壁の中心(壁芯)から測った面積である。

(イ)登記記録上、このマンションの305号室の現在の所有者は、株式会社しあわせ不動産であることがわかる。

(ウ)中井さんが金融機関からの借入れによりこのマンションの305号室を購入して金融機関が抵当権を設定した場合、抵当権設定に関する登記事項は「権利部(甲区)」に記載される。

(エ)登記事項証明書の交付を請求することができるのは、利害関係者に限られる。

【答え】

ア. 不適切×

登記簿上の床面積は、**自室に面した壁から図る内法面積**で測っています。
また、マンション広告等では、隣室との壁の中心(壁芯)から測っているため、実際の登記簿よりも広くなります。

イ. 不適切×

所有権は甲区に記載されます。
従って所有権は小田さんです。
しあわせ不動産は登記時の所有者であり売却者となるため、下線が引かれていることから抹消事項とわかります。

<資料>

全部事項証明書（建物）				
表 題 部 （専有部分の建物の表示）			不動産番号	××××××××××××××
家屋番号	××二丁目2番3の305		余白	
建物の名称	305		余白	
① 種 類	② 構 造	③ 床面積㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	鉄筋コンクリート造 1階建	3階部分	70 35	平成23年〇月〇〇日新築 〔平成23年〇月〇〇日〕
表 題 部 （敷地権の表示）				
① 土地の符号	② 敷地権の種類	③ 敷地権の割合		原因及びその日付〔登記の日付〕
1	所有権	62187分の935		平成23年〇月〇〇日敷地権 〔平成23年〇月〇〇日〕
所 有 者 <u>〇〇県△△市××二丁目3番5号 株式会社しあわせ不動産</u>				
権 利 部（甲区）（所有権に関する事項）				
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項	
1	所有権保存	平成23年〇月〇〇日 第〇〇〇〇〇号	原因 平成23年〇月〇〇日売買 所有者 〇〇県△△市××二丁目5番7-305 小田孝	

※下線のあるものは抹消事項であることを示す。

ウ. 不適切×

抵当権他、**所有権以外の事項は乙区**に記載されます。

権利部 権利 に関する事項	
甲区： 所有権 に関する事項 →所有権の保存・移転・仮登記・差押えなどを記載	
乙区： 所有権以外 の権利に関する事項 → 抵当権 ・借地権・賃借権などを記載	

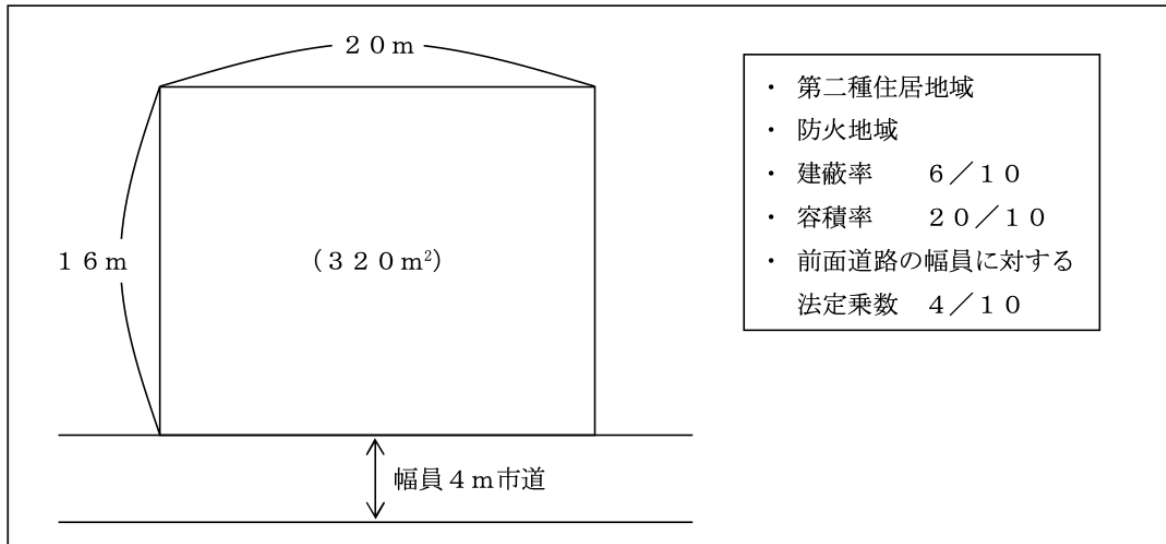
エ. 不適切×

不動産の登記事項証明書の交付の請求は、所定の手数料を支払うことで、郵便やインターネットから**誰でも交付可能**です。

問7

建築基準法に従い、下記〈資料〉の土地に耐火建築物を建てる場合、建築面積の最高限度(ア)と延べ面積(床面積の合計)の最高限度(イ)の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、〈資料〉に記載のない条件については一切考慮しないこと。

〈資料〉



1. (ア) 192 m² (イ) 512 m²
2. (ア) 192 m² (イ) 640 m²
3. (ア) 224 m² (イ) 512 m²
4. (ア) 224 m² (イ) 640 m²

【答え】

ア) 建築面積=敷地面積×建ぺい率

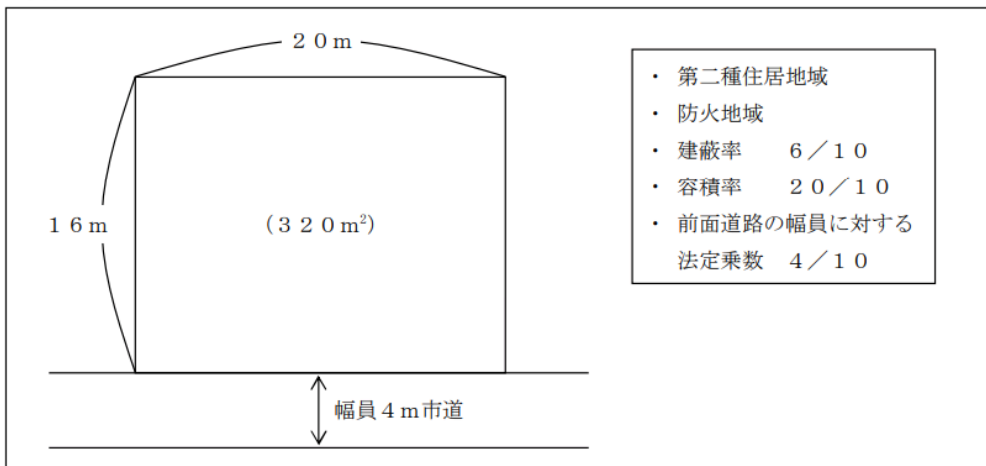
防火規制の異なる土地に建築物を建築する場合には、その敷地全部について、厳しい方の規制が適用されます。また

- ・耐火建築物を準防火地域および防火地域内で建築する場合
- ・特定行政庁が指定する角地である場合

いずれかの場合には建ぺい率の緩和を受けることができ、それぞれの場合で10%(両方に該当する場合には20%)の緩和を受けられます。

また、指定建ぺい率が80%の場合で、防火地域に耐火建築物を建築する場合には建ぺい率の制限はありません。(100%となる)

<資料>



本問では、防火地域にて耐火建築物を建築するため10%の緩和を受けられます。

従って建築面積は

$$320\text{m}^2 \times (6/10 + 1/10) = 224\text{m}^2$$

イ) 延べ面積=敷地面積×容積率

・容積率の制限

容積率は、前面道路の幅員によって制限を受けます。

前面道路が2つ以上ある場合は、最も幅の広いものが道路の前面道路となります。

[前面道路の幅員による容積率]

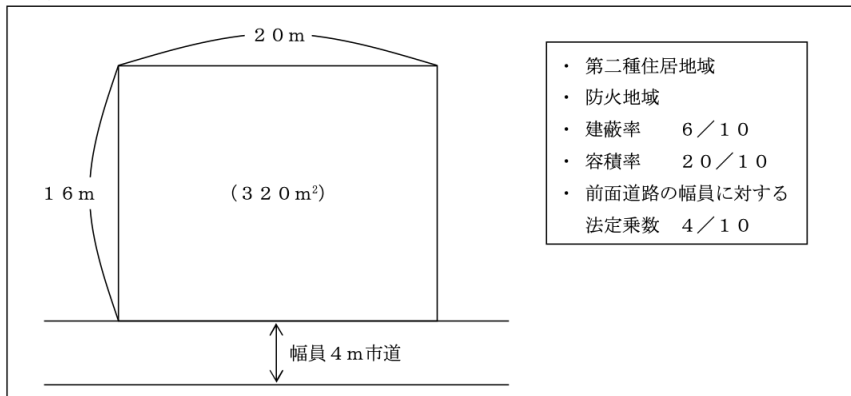
- ・前面道路の幅員が12m以上の場合の容積率は「指定容積率」となります。
- ・前面道路の幅員が12m未満の場合の容積率

住居系用途地域・・・前面道路の幅員×4/10

その他の用途地域・・・前面道路の幅員×6/10

12m未満の場合は、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数(4/10または6/10)」のいずれか、小さい方が限度となります。

<資料>



1. (ア) 192m² (イ) 512m²
2. (ア) 192m² (イ) 640m²
3. (ア) 224m² (イ) 512m²
4. (ア) 224m² (イ) 640m²

本問では、道路の幅員は4mです。

12m未満ですので、指定容積率か、いずれかの小さい方となります。

4m×4/10=160% 指定容積率200%ですので160%を使用し、延べ面積は、

$$320\text{m}^2 \times 160\% = 512\text{m}^2$$

従って、正解は【3. (ア) 224m² (イ) 512m²】

問8

東さんは、FPで税理士でもある浅田さんに固定資産税について質問をした。下記の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

東さん：「固定資産税とは、どのような税金ですか。」

浅田さん：「固定資産税は、毎年（ア）現在の土地や家屋、償却資産の所有者に対して課される税金です。」

東さん：「空き家となった住宅を取り壊すことを考えていますが、翌年から家屋に課されていた固定資産税がなくなり、その分今年より税額が軽減されますか。」

浅田さん：「そうとも言い切れません。土地の固定資産税についても考慮する必要があります。一定の要件を満たす住宅が建っている住宅用地（小規模住宅用地）については、住宅一戸当たり（イ）までの部分について、固定資産税の課税標準額が固定資産税評価額の（ウ）になる特例があるからです。」

<語群>

- | | | |
|----------------------|----------------------|----------------------|
| 1. 1月1日 | 2. 4月1日 | 3. 7月1日 |
| 4. 200m ² | 5. 280m ² | 6. 330m ² |
| 7. 2分の1 | 8. 3分の1 | 9. 6分の1 |

【答え】

東さん：「固定資産税とは、どのような税金ですか。」

浅田さん：「固定資産税は、毎年（ア）現在の土地や家屋、償却資産の所有者に対して課される税金です。」

東さん：「空き家となった住宅を取り壊すことを考えていますが、翌年から家屋に課されていた固定資産税がなくなり、その分今年より税額が軽減されますか。」

浅田さん：「そうとも言い切れません。土地の固定資産税についても考慮する必要があります。一定の要件を満たす住宅が建っている住宅用地（小規模住宅用地）については、住宅一戸当たり（イ）までの部分について、固定資産税の課税標準額が固定資産税評価額の（ウ）になる特例があるからです。」

<語群>

- | | | |
|----------------------|----------------------|----------------------|
| 1. 1月1日 | 2. 4月1日 | 3. 7月1日 |
| 4. 200m ² | 5. 280m ² | 6. 330m ² |
| 7. 2分の1 | 8. 3分の1 | 9. 6分の1 |

ア)固定資産税の納税義務者は毎年1月1日に登記簿または固定資産税課税台帳に登記、登録されている者です。

イ、ウ) 固定資産税の軽減特例では小規模住宅用地(200m²以下の部分)の課税標準については、課税標準となるべき価格の1/6の額とする特例がある

従って、正解は【ア.1 1月1日 イ.4 200m² ウ.9 6分の1】

問9

居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例(被相続人の居住用財産に係るものを除く。以下「3,000万円特別控除」という)に関する次の(ア)~(エ)の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

(ア)3,000万円特別控除は、譲渡した居住用財産の所有期間に関係なく適用を受けることができる。

(イ)居住用財産を譲渡した年の前年または前々年に3,000万円特別控除の適用を受けていた場合、この特例の適用を受けることはできない。

(ウ)3,000万円特別控除は、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例と併せて受けることができる。

(エ)3,000万円特別控除は、特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例と併せて受けることができる。

【答え】

ア. 適切○

3,000万円特別控除は、譲渡した居住用財産の居住期間や保有期間に制限はなく適用を受けられます

イ. 適切○

3,000万円特別控除は、譲渡した前年・またはその前々年に既に適用を受けている場合には、適用できません。

ウ. 適切○

「居住用財産の軽減税率の特例」とは、3,000万円特別控除後の値段から、さらに軽減税率を受けられるものなの、併用可能です。

エ. 不適切×

3,000万円特別控除と買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例は併用することは出来ません。

【第4問】 下記の(問10)～(問13)について解答しなさい。

問10

橋口浩太郎さん(58歳)が保険契約者(保険料負担者)および被保険者として加入している生命保険(下記<資料>参照)の保障内容に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる数値を解答欄に記入しなさい。なお、保険契約は有効に継続し、かつ特約は自動更新しているものとし、浩太郎さんはこれまでに<資料>の保険から、保険金・給付金を一度も受け取っていないものとする。また、各々の記述はそれぞれ独立した問題であり、相互に影響を与えないものとする。

<資料／保険証券1>

終身ガン保険		保険証券記号番号 〇〇－〇〇〇〇〇	
保険契約者	橋口 浩太郎 様	保険契約者印 	◇契約日 2000年10月2日
被保険者	橋口 浩太郎 様 1960年9月6日生 男性		◇主契約の保険期間 終身
受取人	給付金 被保険者 様 死亡給付金 橋口 まさみ 様(妻)	受取割合 10割	◇主契約の保険料払込期間 終身
◇ご契約内容			◇お払い込みいただく合計保険料
ガン診断給付金	初めてガンと診断されたとき	100万円	毎回 △, △△△円
ガン入院給付金	1日目から日額	1万円	保険料払込方法 月払い
ガン手術給付金	1回につき	20万円	
ガン死亡給付金	ガンによる死亡	20万円	
死亡給付金	ガン以外による死亡	10万円	

<資料／保険証券２>

定期保険特約付終身保険		保険証券記号番号 ××－××××××	
保険契約者	橋口 浩太郎 様	保険契約者印 	◇契約日 1995年10月2日
被保険者	橋口 浩太郎 様 1960年9月6日生 男性		◇主契約の保険期間 終身
受取人	死亡保険金 橋口 まさみ 様（妻）	受取割合 10割	◇主契約の保険料払込期間 60歳払込満了 ◇特約の保険期間 10年 (80歳まで自動更新)

◇ご契約内容	◇お払い込みいただく合計保険料																				
<table border="0"> <tr> <td>終身保険金額（主契約保険金額）</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>定期保険特約保険金額</td> <td>2,000万円</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障定期保険特約保険金額</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>災害割増特約保険金額</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>傷害特約保険金額</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>災害入院特約</td> <td>入院5日目から 日額5,000円</td> </tr> <tr> <td>疾病入院特約</td> <td>入院5日目から 日額5,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">*約款所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて入院給付日額の10倍・20倍・40倍の手術給付金を支払います。</td> </tr> <tr> <td>成人病入院特約</td> <td>入院5日目から 日額5,000円</td> </tr> </table>	終身保険金額（主契約保険金額）	200万円	定期保険特約保険金額	2,000万円	三大疾病保障定期保険特約保険金額	300万円	災害割増特約保険金額	500万円	傷害特約保険金額	500万円	災害入院特約	入院5日目から 日額5,000円	疾病入院特約	入院5日目から 日額5,000円	*約款所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて入院給付日額の10倍・20倍・40倍の手術給付金を支払います。		成人病入院特約	入院5日目から 日額5,000円	<table border="1"> <tr> <td>毎回 △,△△△円</td> </tr> <tr> <td>保険料払込方法 月払い</td> </tr> </table>	毎回 △,△△△円	保険料払込方法 月払い
終身保険金額（主契約保険金額）	200万円																				
定期保険特約保険金額	2,000万円																				
三大疾病保障定期保険特約保険金額	300万円																				
災害割増特約保険金額	500万円																				
傷害特約保険金額	500万円																				
災害入院特約	入院5日目から 日額5,000円																				
疾病入院特約	入院5日目から 日額5,000円																				
*約款所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて入院給付日額の10倍・20倍・40倍の手術給付金を支払います。																					
成人病入院特約	入院5日目から 日額5,000円																				
毎回 △,△△△円																					
保険料払込方法 月払い																					

*入院給付金の1入院当たりの限度日数は120日、通算限度日数は1,095日です。

- ・ 浩太郎さんが現時点で、交通事故で即死した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ ア ）万円である。
- ・ 浩太郎さんが現時点で、糖尿病の治療のため16日間入院した場合（手術は受けていない）、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ イ ）万円である。
- ・ 浩太郎さんが現時点で、初めてガン（食道ガン・悪性新生物）と診断され、治療のため30日間入院し、その間に約款所定の手術（給付倍率40倍）を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ ウ ）万円である。

【答え】

- ・ 浩太郎さんが現時点で、交通事故で即死した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ ア ）万円である。
- ・ 浩太郎さんが現時点で、糖尿病の治療のため16日間入院した場合（手術は受けていない）、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ イ ）万円である。
- ・ 浩太郎さんが現時点で、初めてガン（食道ガン・悪性新生物）と診断され、治療のため30日間入院し、その間に約款所定の手術（給付倍率40倍）を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ ウ ）万円である。

ア. 交通事故で亡くなった場合には、

◇ご契約内容

ガン診断給付金	初めてガンと診断されたとき	100万円
ガン入院給付金	1日目から日額	1万円
ガン手術給付金	1回につき	20万円
ガン死亡給付金	ガンによる死亡	20万円
死亡給付金	ガン以外による死亡	10万円

資料1から、ガン以外による死亡から10万円

◇ご契約内容

終身保険金額（主契約保険金額）		200万円
定期保険特約保険金額		2,000万円
三大疾病保障定期保険特約保険金額		300万円
災害割増特約保険金額		500万円
傷害特約保険金額		500万円
災害入院特約	入院5日目から	日額5,000円
疾病入院特約	入院5日目から	日額5,000円
＊約款所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて入院給付日額の10倍・20倍・40倍の手術給付金を支払います。		
成人病入院特約	入院5日目から	日額5,000円

資料2から、終身保険200万円、定期保険2,000万円、三大疾病保証定期保険300万円＋災害割増特約500万円＋傷害特約500万円(計3,500万円)が支払われます。

三大疾病保証定期保険はがん、急性心筋梗塞、脳卒中により、約款で定める所定の状態と医師に診断されたときに生前に、死亡・高度障害保険金が支払われます。

三大疾病特約付き保険は保険金を受け取った時点で契約は終了し、その後に死亡しても死亡保険金は支払われません。

保険金を受け取らず、特定（3大）疾病以外の病気で死亡した場合でも、死亡原因は問わず、死亡・高度障害保険金が支払われる。

災害割増特約・傷害特約は不慮の事故で死亡した場合に給付されます。

従って資料1:10万円+資料2:3,500万円=3,510万円

従って、ア.3,510万円

- ・ 浩太郎さんが現時点で、交通事故で即死した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ ア ）万円である。
- ・ 浩太郎さんが現時点で、糖尿病の治療のため16日間入院した場合（手術は受けていない）、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ イ ）万円である。
- ・ 浩太郎さんが現時点で、初めてガン（食道ガン・悪性新生物）と診断され、治療のため30日間入院し、その間に約款所定の手術（給付倍率40倍）を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ ウ ）万円である。

◇ご契約内容

ガン診断給付金	初めてガンと診断されたとき	100万円
ガン入院給付金	1日目から日額	1万円
ガン手術給付金	1回につき	20万円
ガン死亡給付金	ガンによる死亡	20万円
死亡給付金	ガン以外による死亡	10万円

糖尿病では資料1からの支給はありません。

◇ご契約内容

終身保険金額（主契約保険金額）		200万円
定期保険特約保険金額		2,000万円
三大疾病保障定期保険特約保険金額		300万円
災害割増特約保険金額		500万円
傷害特約保険金額		500万円
災害入院特約	入院5日目から	日額5,000円
疾病入院特約	入院5日目から	日額5,000円
*約款所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて入院給付日額の10倍・20倍・40倍の手術給付金を支払います。		
成人病入院特約	入院5日目から	日額5,000円

糖尿病は生活習慣病であるため、資料2より成人病入院特約(糖尿病、ガンや脳卒中・心臓病なども適用)と疾病入院特約(病気、怪我などの入院時に適用)から支給を受けられます。入院期間は16日,上記特約では入院5日目からの支給となるので、12日分の支給を受けられます。

成人病入院特約：日額5,000円×12=6万円

疾病入院特約：日額5,000円×12=6万円

計12万円

従って、イ．12万円

- ・ 浩太郎さんが現時点で、交通事故で即死した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ ア ）万円である。
- ・ 浩太郎さんが現時点で、糖尿病の治療のため16日間入院した場合（手術は受けていない）、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ イ ）万円である。
- ・ 浩太郎さんが現時点で、初めてガン（食道ガン・悪性新生物）と診断され、治療のため30日間入院し、その間に約款所定の手術（給付倍率40倍）を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ ウ ）万円である。

◇ご契約内容

ガン診断給付金	初めてガンと診断されたとき	100万円
ガン入院給付金	1日目から日額	1万円
ガン手術給付金	1回につき	20万円
ガン死亡給付金	ガンによる死亡	20万円
死亡給付金	ガン以外による死亡	10万円

ウ)初めてのガンで、30日入院、手術(給付倍率40倍)をした場合は資料1から、ガン診断給付金100万円+入院給付金1万円×30日+手術20万円=150万円

◇ご契約内容

終身保険金額（主契約保険金額）	200万円
定期保険特約保険金額	2,000万円
三大疾病保障定期保険特約保険金額	300万円
災害割増特約保険金額	500万円
傷害特約保険金額	500万円
災害入院特約	入院5日目から 日額5,000円
疾病入院特約	入院5日目から 日額5,000円
*約款所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて入院給付日額の10倍・20倍・40倍の手術給付金を支払います。	
成人病入院特約	入院5日目から 日額5,000円

資料2からは三大疾病300万円+疾病入院：日額5,000円×26日+手術5,000×40倍+成人病：日額5,000円×26日=346万円

三大疾病保証定期保険はがん、急性心筋梗塞、脳卒中により、約款で定める所定の状態と医師に診断されたときに生前に、死亡・高度障害保険金が支払われます。

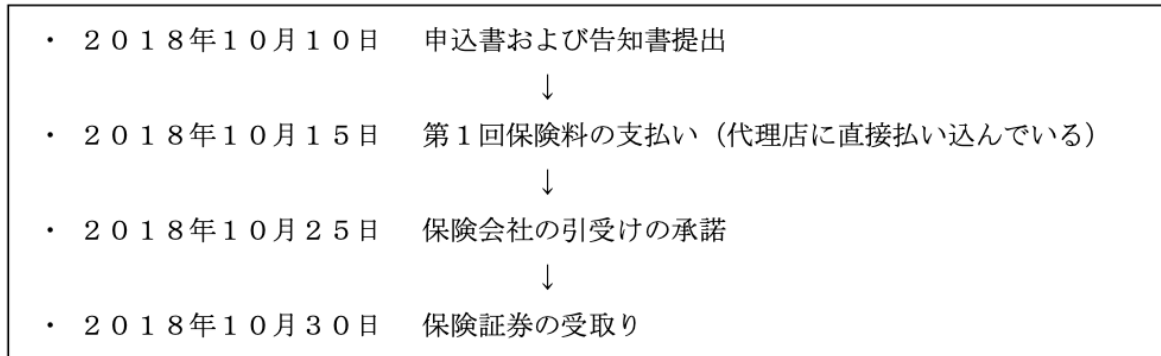
資料1:150万円+346万円=496万円

従って、ウは496万円

問11

下記<資料>は、吉田さんが加入したガン保険(免責期間3ヵ月)の契約の流れを示したものである。この保険契約のガンに対する保障が開始する日として、最も適切なものはどれか。なお、保険料の支払い方法は月払いを選択するものとする。

<資料>



1. 2018年10月25日
2. 2018年10月30日
3. 2019年 1月15日
4. 2019年 1月25日

【答え】

保険契約の申込、告知、保険料の初回払込の3つが完了した日から保険契約の責任開始となります。

従って、3つが完了した日は2018年10月15日です。

ただし、がん保険では3ヶ月の免責期間があるため、2018年10月15日から更に3ヶ月後の2019年1月15日となります。

従って、正解は【3. 2019年1月15日】

問12

飯田洋二郎さんが2018年中に支払った生命保険の保険料は下記<資料>のとおりである。この場合の飯田さんの2018年分の所得税の計算における生命保険料控除の金額として、正しいものはどれか。なお、下記<資料>の保険について、これまでに契約内容の変更はないものとする。また、その年分の生命保険料控除額が最も多くなるように計算すること。

<資料>

[定期保険（無配当）] 契約日：2007年3月1日 保険契約者：飯田 洋二郎 被保険者：飯田 洋二郎 死亡保険金受取人：飯田 えり子（妻） 2018年の年間支払保険料：67,000円	[個人年金保険（税制適格特約付）] 契約日：2015年11月15日 保険契約者：飯田 洋二郎 被保険者：飯田 洋二郎 年金受取人：飯田 洋二郎 2018年の年間支払保険料：215,230円 2018年の年間配当金：なし
---	--

<所得税の生命保険料控除額の速算表>

(1) 2011年12月31日以前に締結した保険契約（旧契約）等に係る控除額

年間の支払保険料の合計	控除額
25,000円 以下	支払金額
25,000円 超 50,000円 以下	支払金額×1/2+12,500円
50,000円 超 100,000円 以下	支払金額×1/4+25,000円
100,000円 超	50,000円

(2) 2012年1月1日以降に締結した保険契約（新契約）等に係る控除額

年間の支払保険料の合計	控除額
20,000円 以下	支払金額
20,000円 超 40,000円 以下	支払金額×1/2+10,000円
40,000円 超 80,000円 以下	支払金額×1/4+20,000円
80,000円 超	40,000円

(注) 支払保険料とは、その年に支払った金額から、その年に受けた剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額をいう。

1. 41,750円
2. 76,750円
3. 81,750円
4. 91,750円

【答え】

平成24年1月1日より生命保険料控除等の制度が変更になりました。
従来は一般生命保険料控除と個人年金保険料控除でしたが新制度では、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の3つになりました。

・それ以前に締結した契約は
平成23年12月31日以前に締結した生命保険の場合でも平成24年1月1日以降に契約更新・転換や特約の中途付加を行う事ができ、以降は新たな生命保険料控除制度が適用されるため、更新後は、新たな生命保険料控除の対象となり、保障内容ごとに上記控除（一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除）に分けて控除額が計算されます。
転換や特約の中途付加を行わなければ、引き続き、旧制度のままの控除の対象となります。

控除額上限は旧制度では各5万円、新制度では各4万円です。

・控除額上限

	一般生命保険料控除	個人年金保険料控除	介護医療保険料控除
旧制度控除額：	5万円	5万円	
新制度控除額	4万円	4万円	4万円

2007年は平成19年ですので、定期保険は旧制度。
2015年は平成27年ですので、個人年金保険は新制度。

<資料>

[定期保険（無配当）] 契約日：2007年3月1日 保険契約者：飯田 洋二郎 被保険者：飯田 洋二郎 死亡保険金受取人：飯田 えり子（妻） 2018年の年間支払保険料：67,000円	[個人年金保険（税制適格特約付）] 契約日：2015年11月15日 保険契約者：飯田 洋二郎 被保険者：飯田 洋二郎 年金受取人：飯田 洋二郎 2018年の年間支払保険料：215,230円 2018年の年間配当金：なし
---	--

<所得税の生命保険料控除額の速算表>

（１）2011年12月31日以前に締結した保険契約（旧契約）等に係る控除額

年間の支払保険料の合計		控除額
25,000円 以下		支払金額
25,000円 超	50,000円 以下	支払金額×1/2+12,500円
50,000円 超	100,000円 以下	支払金額×1/4+25,000円
100,000円 超		50,000円

（２）2012年1月1日以降に締結した保険契約（新契約）等に係る控除額

年間の支払保険料の合計		控除額
20,000円 以下		支払金額
20,000円 超	40,000円 以下	支払金額×1/2+10,000円
40,000円 超	80,000円 以下	支払金額×1/4+20,000円
80,000円 超		40,000円

（注）支払保険料とは、その年に支払った金額から、その年に受けた剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額をいう。

定期保険は資料より、年間支払保険料は67,000円なので控除額は速算表より、
 $67,000円 \times 1/4 + 25,000円 = 41,750円$

個人年金保険の年間支払保険料は215,230円なので、控除額は40,000円です。

従って生命保険料控除額は41,750円+40,000円=81,750円

従って、正解は【3. 81,750円】

問 13

下記<資料>に基づき、井川さんが契約している普通傷害保険について、FPの天野さんの次の説明の空欄(ア)~(エ)に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。 なお、同じ語句を何度選んでもよいこととし、保険金の支払い要件はすべて満たしているものとする。

<資料>

普通傷害保険証券					
証券番号 ××-×××××					
ご契約者	被保険者（保険の対象となる方）				
井川 勝 様	井川 勝 様				
保険期間（保険のご契約期間） 2018年11月15日 午後4時から 2019年11月15日 午後4時まで	保険料 △△,△△△円 保険料払込方法 月払い（12回払い）				
◆ご契約内容					
給付項目	保険金額				
傷害死亡保険金額	10,000,000円				
傷害後遺障害保険金額 (後遺障害の程度により保険金額の4%~100%)	10,000,000円				
傷害入院保険金日額	1日につき 5,000円 (入院1日目から補償)				
傷害手術保険金額	入院中は入院保険金日額の10倍、入院中以外は入院保険金日額の5倍				
傷害通院保険金日額	1日につき 2,000円				
◆適用特約					
天災危険担保特約（地震・噴火・津波危険を補償します）					
◆その他の補償					
個人賠償責任特約	補償されます 支払限度額：（1事故）1億円				
◆傷害後遺障害の各等級ごとの保険金額表					
等級	保険金	等級	保険金	等級	保険金
第1級	10,000,000円	第6級	5,000,000円	第11級	1,500,000円
第2級	10,000,000円	第7級	4,200,000円	第12級	1,000,000円
第3級	10,000,000円	第8級	3,400,000円	第13級	700,000円
第4級	6,900,000円	第9級	2,600,000円	第14級	400,000円
第5級	5,900,000円	第10級	2,000,000円		

「井川さんが工作中的ケガで5日間病院に通院した場合、受け取れる保険金は（ ア ）。」

「井川さんが地震によるケガで6日間病院に入院した場合（手術は受けていない）、受け取れる保険金は（ イ ）。」

「井川さんが交通事故により傷害後遺障害第6級に該当した場合、受け取れる傷害後遺障害保険金は（ ウ ）。」

「井川さんの中学生の息子が自転車で誤って他人にケガを負わせた場合、相手への賠償責任に関する補償は最高（ エ ）。」

<語群>

- | | | |
|---------------|------------|------------|
| 1. ありません | 2. 1万円です | 3. 2万円です |
| 4. 3万円です | 5. 4万円です | 6. 420万円です |
| 7. 500万円です | 8. 590万円です | 9. 690万円です |
| 10. 1,000万円です | 11. 1億円です | |

【答え】

「井川さんが仕事中のケガで5日間病院に通院した場合、受け取れる保険金は（ ア ）。」

「井川さんが地震によるケガで6日間病院に入院した場合（手術は受けていない）、受け取れる保険金は（ イ ）。」

「井川さんが交通事故により傷害後遺障害第6級に該当した場合、受け取れる傷害後遺障害保険金は（ ウ ）。」

「井川さんの中学生の息子が自転車で誤って他人にケガを負わせた場合、相手への賠償責任に関する補償は最高（ エ ）。」

<語群>

- | | | |
|---------------|------------|------------|
| 1. ありません | 2. 1万円です | 3. 2万円です |
| 4. 3万円です | 5. 4万円です | 6. 420万円です |
| 7. 500万円です | 8. 590万円です | 9. 690万円です |
| 10. 1,000万円です | 11. 1億円です | |

ア) 本問で加入している **普通傷害保険** は国内外を問わず日常生活における様々な事故による障害を補償する保険です。

◆ご契約内容

給付項目	保険金額
傷害死亡保険金額	10,000,000円
傷害後遺障害保険金額 (後遺障害の程度により保険金額の4%～100%)	10,000,000円
傷害入院保険金日額	1日につき 5,000円 (入院1日目から補償)
傷害手術保険金額	入院中は入院保険金日額の10倍、入院中以外は入院保険金日額の5倍
傷害通院保険金日額	1日につき 2,000円

従って仕事中の怪我の通院も補償対象です。

その際には傷害通院保険金として日額2,000円が5日間支給されますので、
2,000円×5日=10,000円

従って、【2. 1万円です】

「井川さんが仕事中のケガで5日間病院に通院した場合、受け取れる保険金は（ ア ）。」

「井川さんが地震によるケガで6日間病院に入院した場合（手術は受けていない）、受け取れる保険金は（ イ ）。」

「井川さんが交通事故により傷害後遺障害第6級に該当した場合、受け取れる傷害後遺障害保険金は（ ウ ）。」

「井川さんの中学生の息子が自転車で誤って他人にケガを負わせた場合、相手への賠償責任に関する補償は最高（ エ ）。」

<語群>

- | | | |
|---------------|------------|------------|
| 1. ありません | 2. 1万円です | 3. 2万円です |
| 4. 3万円です | 5. 4万円です | 6. 420万円です |
| 7. 500万円です | 8. 590万円です | 9. 690万円です |
| 10. 1,000万円です | 11. 1億円です | |

イ) **普通傷害保険**は国内外を問わず日常生活における様々な事故による障害を補償する保険ですが、地震は**対象外**です。

ただし、本問では天災危険担保特約の補償を受けられます。

従って地震による怪我で入院した場合、傷害入院保険金日額5,000円×6日=**3万円**

従って、【4. 3万円です】

◆ご契約内容

給付項目	保険金額
傷害死亡保険金額	10,000,000円
傷害後遺障害保険金額 (後遺障害の程度により保険金額の4%～100%)	10,000,000円
傷害入院保険金日額	1日につき 5,000円 (入院1日目から補償)
傷害手術保険金額	入院中は入院保険金日額の10倍、入院中以外は入院保険金日額の5倍
傷害通院保険金日額	1日につき 2,000円

◆適用特約

天災危険担保特約（地震・噴火・津波危険を補償します）

「井川さんが仕事中のケガで5日間病院に通院した場合、受け取れる保険金は（ ア ）。」

「井川さんが地震によるケガで6日間病院に入院した場合（手術は受けていない）、受け取れる保険金は（ イ ）。」

「井川さんが交通事故により傷害後遺障害第6級に該当した場合、受け取れる傷害後遺障害保険金は（ ウ ）。」

「井川さんの中学生の息子が自転車で誤って他人にケガを負わせた場合、相手への賠償責任に関する補償は最高（ エ ）。」

<語群>

- | | | |
|---------------|------------|------------|
| 1. ありません | 2. 1万円です | 3. 2万円です |
| 4. 3万円です | 5. 4万円です | 6. 420万円です |
| 7. 500万円です | 8. 590万円です | 9. 690万円です |
| 10. 1,000万円です | 11. 1億円です | |

ウ)交通事故によって傷害後遺障害6級となった場合、資料より500万円を受け取れます。

◆傷害後遺障害の各等級ごとの保険金額表

等級	保険金	等級	保険金	等級	保険金
第1級	10,000,000円	第6級	5,000,000円	第11級	1,500,000円
第2級	10,000,000円	第7級	4,200,000円	第12級	1,000,000円
第3級	10,000,000円	第8級	3,400,000円	第13級	700,000円
第4級	6,900,000円	第9級	2,600,000円	第14級	400,000円
第5級	5,900,000円	第10級	2,000,000円		

従って、【7. 500万円です】

「井川さんが工作中的のケガで5日間病院に通院した場合、受け取れる保険金は（ ア ）。」

「井川さんが地震によるケガで6日間病院に入院した場合（手術は受けていない）、受け取れる保険金は（ イ ）。」

「井川さんが交通事故により傷害後遺障害第6級に該当した場合、受け取れる傷害後遺障害保険金は（ ウ ）。」

「井川さんの中学生の息子が自転車で誤って他人にケガを負わせた場合、相手への賠償責任に関する補償は最高（ エ ）。」

<語群>

- | | | |
|---------------|------------|------------|
| 1. ありません | 2. 1万円です | 3. 2万円です |
| 4. 3万円です | 5. 4万円です | 6. 420万円です |
| 7. 500万円です | 8. 590万円です | 9. 690万円です |
| 10. 1,000万円です | 11. 1億円です | |

エ) 日常生活において、他人へ怪我を負わせた場合には**個人賠償責任保険**から補償を受けられます。

補償の範囲は本人、配偶者、その他の親族となりますので、息子さんが起こした事故も**補償対象**です。

補償額は資料から1億円の補償を受けられます。

◆その他の補償

個人賠償責任特約	補償されます 支払限度額：（1事故）1億円
----------	-----------------------

従って、【11. 1億円です】

【第5問】下記の(問14)~(問17)について解答しなさい。

問14

杉野さんは、2018年12月に22年9ヵ月勤務したSA株式会社を退職し、退職一時金1,350万円を受け取った。この退職一時金に係る退職所得の金額として、正しいものはどれか。なお、杉野さんは、「退職所得の受給に関する申告書」を適正に提出している。また、杉野さんは、SA株式会社の役員であったことはなく、退職は障害者になったことに基因するものではない。

1. 170万円
2. 205万円
3. 340万円
4. 410万円

【答え】

退職所得の計算式は

$$(\text{退職収入}-\text{退職所得控除}) \times 1/2$$

退職所得控除額の計算では、勤続年数が20年以上・以下によって計算式が違います。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万×勤続年数（最低80万円）
20年超	70万円×（勤続年数 - 20年） + 800万円

※勤続年数が1年に達していない部分は切り上げる。

「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合

適正な税額が源泉徴収されるため確定申告の必要がない

「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない場合

退職金に対して一律20.42%の源泉徴収が行われるため、確定申告を行い適正な税額との差額を清算する必要がある。

資料では、退職一時金：1,350万円

勤続年数：22年9ヶ月→23年になる

・退職所得控除額

$$70\text{万円} \times (23\text{年}-20\text{年}) + 800\text{万円} = 1,010\text{万円}$$

・退職所得

$$(1,350\text{万円}-1,010\text{万円}) \times 1/2 = 170\text{万円}$$

従って、正解は【1. 170万円】

問15

個人事業主の広尾さんは、2018年4月に自動車(新車)を購入し、事業の用に供している。広尾さんの2018年分の所得税における事業所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき減価償却費の金額として、正しいものはどれか。なお、自動車の取得価額は300万円、2018年中の事業供用月数は9ヵ月、耐用年数は6年とする。また、広尾さんは個人事業を開業して以来、車両についての減価償却方法を選択したことはない。

<耐用年数表(抜粋)>

法定耐用年数	定額法の償却率	定率法の償却率
6年	0.167	0.333

1. 375,750円
2. 501,000円
3. 749,250円
4. 999,000円

【答え】

減価償却費とは、企業が設備投資などで購入した資産の支出を、長期的に分割し経費として支出することです。

減価償却の計算方法は、

- ・ 定率法…資産の経年により、経年時の価値によって一定の割合で減価償却を行う方法で、年々償却額は安くなる。

- ・ 定額法…毎年、一定額を計上する。

上記から選択することが可能ですが、選択しない場合には個人事業の場合は定額法で求めます。

算式は、

減価償却費＝取得価格×償却率×事業用に供した月数/12×事業用としての使用割合

本問では、

- ・ 自動車の取得価額は300万円
- ・ 事業用供用月数は9ヶ月

<耐用年数表（抜粋）>

法定耐用年数	定額法の償却率	定率法の償却率
6年	0.167	0.333

従って、 $300\text{万円} \times 0.167\% \times 9/12 \times 100\% = 375,750\text{円}$

従って、正解は【1. 375,750円】

問16

会社員の大津さんの2018年分の所得等は下記<資料>のとおりである。大津さんが所得税の確定申告を行う際、給与所得と損益通算できる損失に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、▲が付された所得の金額は、その所得に損失が発生していることを意味するものとする。

<資料>

所得または損失の種類	収入	所得	参考
給与所得	600万円	426万円	給与所得控除額：174万円
不動産所得の計算上生じた損失	900万円	▲30万円	必要経費：930万円 ※必要経費の中には土地の取得に要した借入金の利子160万円が含まれている。
ゴルフ会員権の譲渡損失	900万円	▲100万円	取得費：1,000万円 ※ゴルフ会員権の譲渡は営利目的として継続的に行ったものではない。
上場株式の譲渡損失	500万円	▲20万円	取得費：520万円

1. 不動産所得の計算上生じた損失▲30万円と損益通算できる。
2. ゴルフ会員権の譲渡損失▲100万円と損益通算できる。
3. 上場株式の譲渡損失▲20万円と損益通算できる。
4. 損益通算できる損失はない。

【答え】

1. 不適切

損益通算できる所得は、
不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得(生活上の必要のない資産、土地・建物、株式等の譲渡損失は×)

・不動産所得

不動産所得では土地取得のための借入金の利子(建物はOK)は損益通算できません。

不動産所得＝総収入金額－必要経費(－青色申告控除)

<資料>

所得または損失の種類	収入	所得	参考
給与所得	600万円	426万円	給与所得控除額：174万円
不動産所得の計算上生じた損失	900万円	▲30万円	必要経費：930万円 ※必要経費の中には土地の取得に要した借入金の利子160万円が含まれている。
ゴルフ会員権の譲渡損失	900万円	▲100万円	取得費：1,000万円 ※ゴルフ会員権の譲渡は営利目的として継続的に行ったものではない。
上場株式の譲渡損失	500万円	▲20万円	取得費：520万円

資料では土地取得に要した借入金の利子160万円が含まれており、この金額は損益通算できません。

930万円－160万円＝770万円

不動産所得は

900万円－770万円＝130万円

従って不動産所得に損失はなく、損益通算は出来ません。

2. 不適切

損益通算できる所得は、
不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得(生活上の必要のない資産、土地・建物、株式等の譲渡損失は×)

ゴルフの会員権などの通常生活に必要なのない資産の譲渡は損益通算できません。

3. 不適切

譲渡所得(生活上の必要のない資産、土地・建物、株式等の譲渡損失は×)
譲渡損失ではゴルフ会員権などの通常生活に必要なのない資産や、上場株式の損失は損益通算できません。

4. 適切

不動産所得では損失なし、ゴルフ会員権、上場株式の譲渡は損益通算出来ないため、損益通算できる損失はありません。

従って、正解は【4】

問17

永井さん(68歳)の2018年分の収入等が下記のとおりである場合、永井さんの2018年分の所得税における総所得金額として、正しいものはどれか。なお、記載のない事項については一切考慮しないこととし、総所得金額が最も少なくなるように計算すること。

<2018年分の収入等>

内容	金額
アルバイト収入	55万円
老齢厚生年金および企業年金(老齢年金)	280万円
不動産収入	120万円

※アルバイト収入は給与所得控除額を控除する前の金額である。

※老齢厚生年金および企業年金は公的年金等控除額を控除する前の金額である。

※不動産収入は土地を貸しての地代収入であり、地代収入に係る必要経費は年間20万円である。なお、永井さんは青色申告者であり、青色申告特別控除10万円の適用を受けるものとする。また、必要経費の20万円に青色申告特別控除額10万円は含まれていない。

<公的年金等控除額の速算表>

納税者区分	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65歳未満の者	130万円 未満	70万円
	130万円 以上 410万円 未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円 以上 770万円 未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円 以上	収入金額× 5%+155.5万円
65歳以上の者	330万円 未満	120万円
	330万円 以上 410万円 未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円 以上 770万円 未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円 以上	収入金額× 5%+155.5万円

1. 305万円
2. 270万円
3. 260万円
4. 250万円

【答え】

総所得の計算では、総合課税の所得を計算した合計です。

本問では

- ・アルバイト収入：55万円・・・給与所得
- ・老齢厚生年金及び企業年金：280万円・・・雑所得
- ・不動産収入：120万円・・・不動産所得

給与所得=給与収入-給与所得控除

給与所得控除額は、収入に応じて算式が変わります。

収入金額が180万円に満たない場合は収入×40%、また65万円に満たない場合には控除額は65万円になります。

本問では55万円のアルバイト収入であり、65万円に満たないため、控除額65万円となり、給与収入は0円になります。

雑所得の計算は公的年金とその他の雑所得を分けて計算する。

公的年金等の雑所得…国民年金、厚生年金等の公的年金と国民年金基金、厚生年金基金、確定拠出年金等の年金

その他の雑所得…生命保険等の個人年金保険(毎年受け取る場合)、講演料や作家以外の原稿料等

- ・公的年金の雑所得の計算は収入から公的年金等控除を引いたものとなる。

公的年金の雑所得=収入額-公的年金等控除額

老齢厚生年金および企業年金：280万円

公的年金等控除額は速算表より、66歳のため65歳以上から120万円です。

<公的年金等控除額の速算表>

納税者区分	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65歳未満の者	130万円 未満	70万円
	130万円 以上 410万円 未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円 以上 770万円 未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円 以上	収入金額× 5%+155.5万円
65歳以上の者	330万円 未満	120万円
	330万円 以上 410万円 未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円 以上 770万円 未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円 以上	収入金額× 5%+155.5万円

雑所得：280万円-120万円=160万円

不動産所得では土地取得のための借入金の利子（建物はOK）は損益通算できません。

不動産所得＝総収入金額－必要経費（－青色申告控除）

本問では

- ・ 不動産収入は120万円
- ・ 必要経費20万円
- ・ 青色申告特別控除10万円

120万円－20万円－10万円＝90万円

各所得を合計すると、

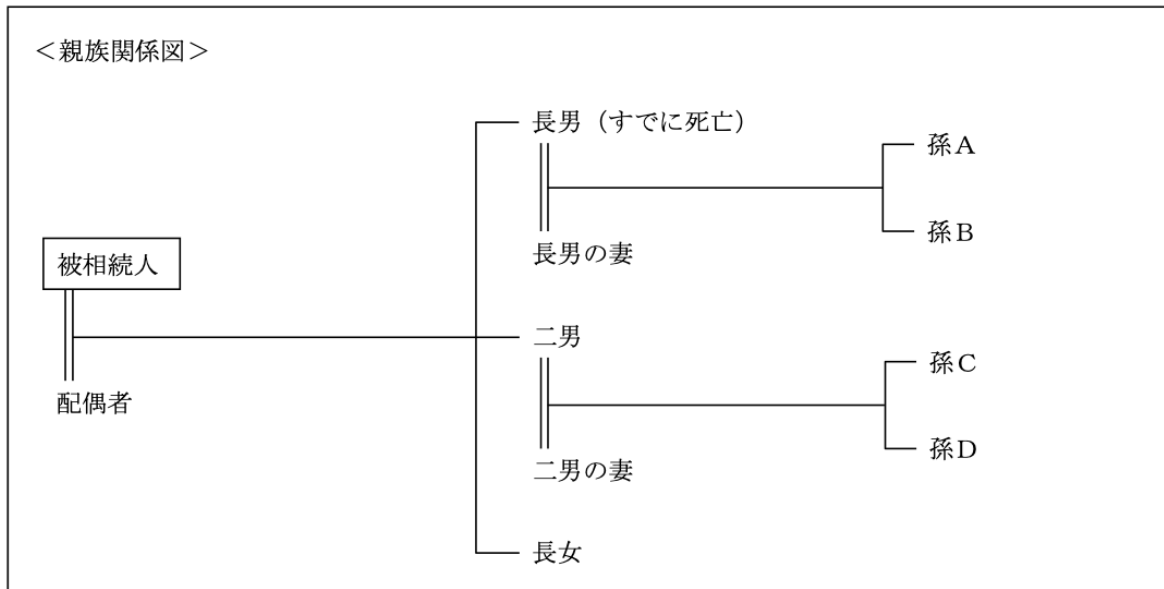
給与所得0円＋雑所得160万円＋不動産所得90万円＝250万円

従って、正解は【4. 250万円】

【第6問】 下記の(問18)～(問21)について解答しなさい。

問18

下記<親族関係図>の場合において、民法の規定に基づく法定相続分に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)に入る適切な語句または数値を語群の中から選び、解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句または数値を何度選んでもよいこととする。



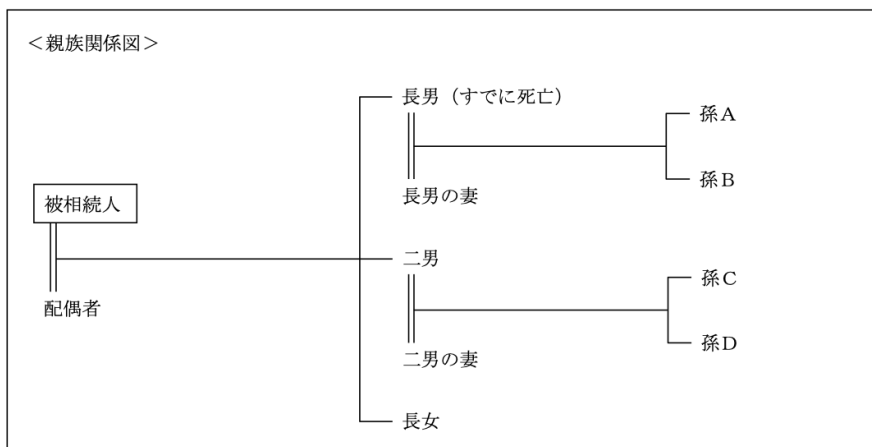
[各人の法定相続分]

- ・ 被相続人の配偶者の法定相続分は (ア)。
- ・ 被相続人の二男の法定相続分は (イ)。
- ・ 被相続人の孫Aの法定相続分は (ウ)。

<語群>

なし	1 / 2	1 / 3	1 / 4	1 / 6
1 / 8	1 / 12	2 / 3	3 / 4	

【答え】



〔各人の法定相続分〕

- ・被相続人の配偶者の法定相続分は（ ア ）。
- ・被相続人の二男の法定相続分は（ イ ）。
- ・被相続人の孫Aの法定相続分は（ ウ ）。

<語群>

なし	1/2	1/3	1/4	1/6
1/8	1/12	2/3	3/4	

ア) 法定相続人では、配偶者は常に法定相続人であり、配偶者以外では、子→直系尊属→兄弟姉妹の順に、**相続人がいなかった場合に順位が移ります。**

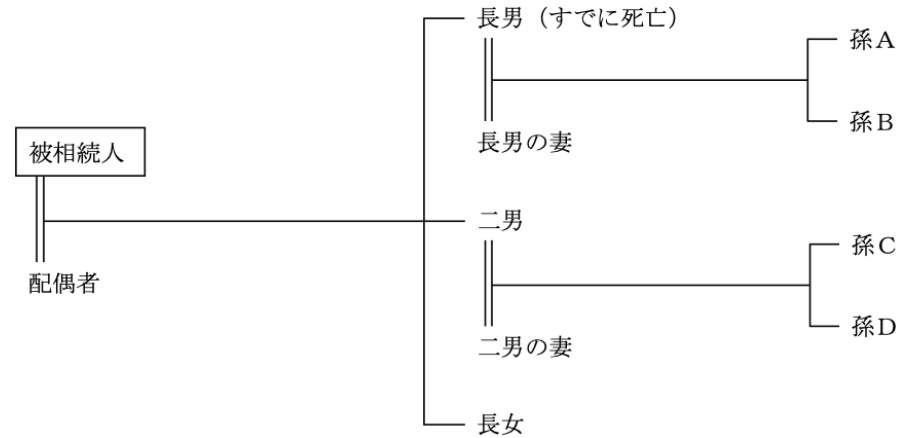
・相続人の範囲と順位、法定相続分

配偶者のみ		相続分すべて		
順位	範囲	法定相続分	配偶者	配偶者なし
第1順位	子	1/2で均等分	1/2	すべてを均等
第2順位	直系尊属 父母・祖父母 の順	1/3で均等分	2/3	すべてを均等
第3順位	兄弟姉妹 第1, 第2がい ない	1/4で均等分	3/4	すべてを均等

相続人が配偶者と子であった場合、配偶者**1/2**, 子**1/2**です。

従って、正解は【ア 1/2】

<親族関係図>



[各人の法定相続分]

- ・ 被相続人の配偶者の法定相続分は (ア)。
- ・ 被相続人の二男の法定相続分は (イ)。
- ・ 被相続人の孫Aの法定相続分は (ウ)。

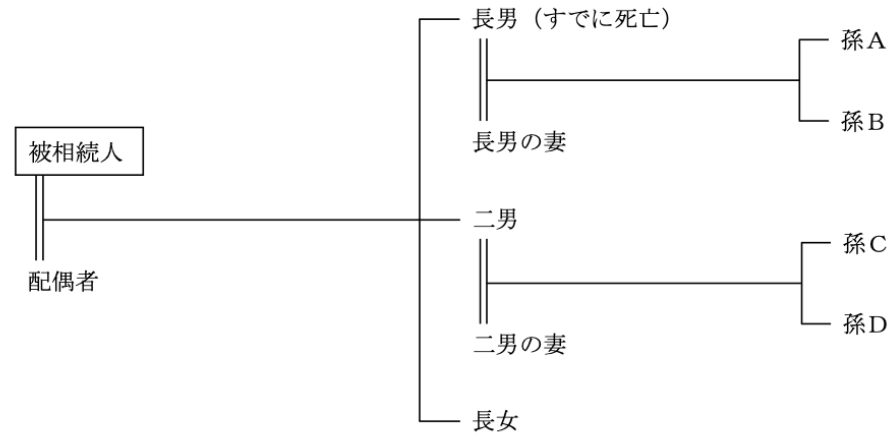
<語群>

なし	$1/2$	$1/3$	$1/4$	$1/6$
$1/8$	$1/12$	$2/3$	$3/4$	

イ) 子の相続分は $1/2$ でしたが、それを3人で分割するので、子1人あたり $1/6$ となります。

従って、正解は【イ $1/6$ 】

<親族関係図>



[各人の法定相続分]

- ・ 被相続人の配偶者の法定相続分は (ア)。
- ・ 被相続人の二男の法定相続分は (イ)。
- ・ 被相続人の孫Aの法定相続分は (ウ)。

<語群>

なし	1/2	1/3	1/4	1/6
1/8	1/12	2/3	3/4	

ウ) 相続開始時にすでに相続人が死亡していた場合、その死亡した人の子に相続権が移行されることを代襲相続と言います。

孫Aさんは既に死亡している長男の相続分1/6を相続でき、孫Bさんと2人で分割するので、1/12になります。

従って、正解は【ウ 1/12】

問19

相続の放棄をした者に係る相続税の取扱いに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 相続を放棄した者が、現実に負担した被相続人の葬式費用については、遺産総額から控除することができる。
2. 相続を放棄した者が、遺贈により生命保険金等を取得したものとみなされる場合には、生命保険金等の非課税の規定の適用を受けることができる。
3. 相続税の基礎控除額の計算における法定相続人の数は、相続の放棄をした者がいても、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数である。
4. 配偶者が相続を放棄した場合でも、その配偶者が遺贈により財産を取得したときには、配偶者の税額軽減の規定の適用を受けることができる。

【答え】

1. 適切

相続放棄をしていますが、実際に葬式費用を負担した場合には、遺産総額からの**控除が可能**です。

2. 不適切

相続放棄をした場合、遺贈により生命保険金を取得したとしても非課税枠は**適用できません**。

3. 適切

相続税の基礎控除額は「3,000万円+600万円×法定相続人数」で求めることができます。

その際に相続に相続を放棄した人がいても、**放棄はなかったものとして計算します**。

4. 適切

配偶者の税額軽減は、配偶者が相続を放棄しても、**受けることが可能**です。

従って、正解は【2】

問20

唐沢さんは、自宅の取得に当たり、FPで税理士でもある山岸さんに「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」について質問をした。下記の空欄(ア)~(ウ)に入る適切な 語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

唐沢さん：「先週、マンションを購入する契約をしたので、父から資金援助を受けたいと考えています。『直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税』について教えてください。」

山岸さん：「非課税の適用を受けるためには、いくつかの要件があります。例えば、取得したマンションの専有部分の床面積が、(ア) 以上240m²以下であることなどです。」

唐沢さん：「この制度の適用を受ける場合、その年に110万円の基礎控除を受けることはできますか。」

山岸さん：「同じ年に、暦年課税における110万円の基礎控除を(イ)。」

唐沢さん：「この制度の適用を受けた場合、気を付けることはありますか。」

山岸さん：「贈与税を(ウ)、贈与を受けた年の翌年3月15日までに、申告書を提出することが必要です。」

<語群>

- | | | |
|---------------------|---------------------|---------------------|
| 1. 30m ² | 2. 50m ² | 3. 70m ² |
| 4. 受けることができます | 5. 受けることはできません | |
| 6. 支払うときのみ | 7. 支払わなくても | |

【答え】

唐沢さん：「先週、マンションを購入する契約をしたので、父から資金援助を受けたいと考えています。『直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税』について教えてください。」

山岸さん：「非課税の適用を受けるためには、いくつかの要件があります。例えば、取得したマンションの専有部分の床面積が、（ ア ）以上240 m²以下であることなどです。」

唐沢さん：「この制度の適用を受ける場合、その年に110万円の基礎控除を受けることはできますか。」

山岸さん：「同じ年に、暦年課税における110万円の基礎控除を（ イ ）。」

唐沢さん：「この制度の適用を受けた場合、気を付けることはありますか。」

山岸さん：「贈与税を（ ウ ）、贈与を受けた年の翌年3月15日までに、申告書を提出することが必要です。」

<語群>

1. 30 m²

2. 50 m²

3. 70 m²

4. 受けることができます

5. 受けることはできません

6. 支払うときのみ

7. 支払わなくても

ア) 直系尊属からの住宅取得資金の贈与の非課税の適用要件は

- ・床面積 50 m²以上 240 m²以下
- ・床面積の2分の1以上を居住の用に供していること
- ・贈与を受けた年の翌年3月15日までに取得した家屋に居住すること等があります。

イ) 贈与税の暦年課税の基礎控除 110 万円と直系尊属からの住宅取得資金の贈与の非課税との併用が可能です。

※相続時精算課税に係る贈与税の特別控除 2,500 万円とも併用可能です。

ウ) 贈与税を支払わなくても、申告書の提出はしなくてはいけません。

従って、正解は【ア.1 50m² イ.4 受けることができます ウ.7 支払わなくても】

問21

柴田裕子さん(55歳)は、2018年9月に夫から居住用不動産(財産評価額3,000万円)の贈与を受けた。裕子さんが贈与税の配偶者控除の適用を受けた場合の2018年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、2018年においては、このほかに裕子さんが受けた贈与はないものとする。また、納付すべき贈与税額が最も少なくなるように計算すること。

<贈与税の速算表>

(イ) 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
2,000千円 以下		10%	—
2,000千円 超	4,000千円 以下	15%	100千円
4,000千円 超	6,000千円 以下	20%	300千円
6,000千円 超	10,000千円 以下	30%	900千円
10,000千円 超	15,000千円 以下	40%	1,900千円
15,000千円 超	30,000千円 以下	45%	2,650千円
30,000千円 超	45,000千円 以下	50%	4,150千円
45,000千円 超		55%	6,400千円

(ロ) 上記(イ)以外の場合

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
2,000千円 以下		10%	—
2,000千円 超	3,000千円 以下	15%	100千円
3,000千円 超	4,000千円 以下	20%	250千円
4,000千円 超	6,000千円 以下	30%	650千円
6,000千円 超	10,000千円 以下	40%	1,250千円
10,000千円 超	15,000千円 以下	45%	1,750千円
15,000千円 超	30,000千円 以下	50%	2,500千円
30,000千円 超		55%	4,000千円

1. 177万円
2. 210万円
3. 231万円
4. 275万円

【答え】

贈与税の配偶者控除とは、一定の適用要件のもとで、配偶者が居住用不動産やその購入資金を贈与された場合に贈与税の課税価格から控除できる規定です。

控除額は2,000万円です。ただし、贈与税の基礎控除110万円とは別で加算できません。合計2,110万円までは非課税となります。

贈与税額計算式は

＝課税価格－{110万円（基礎控除）＋2,000万円（上限控除額）}×贈与税率－控除額

本問では、夫から3,000万円の贈与ですので速算表はロを使用します。

3,000万円－2,000万円－110万円＝890万円

速算表より、

890万円×40%－125万円＝231万円

（ロ）上記（イ）以外の場合

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
2,000千円 以下		10%	－
2,000千円 超	3,000千円 以下	15%	100千円
3,000千円 超	4,000千円 以下	20%	250千円
4,000千円 超	6,000千円 以下	30%	650千円
6,000千円 超	10,000千円 以下	40%	1,250千円
10,000千円 超	15,000千円 以下	45%	1,750千円
15,000千円 超	30,000千円 以下	50%	2,500千円
30,000千円 超		55%	4,000千円

従って、正解は【3. 231万円】

【第7問】 下記の(問22)～(問24)について解答しなさい。

<布施家の家族データ>

氏名	続柄	生年月日	備考
布施 和也	本人	1970年12月15日	会社員
美穂子	妻	1971年 5月11日	パートタイマー
杏	長女	2002年 8月21日	高校生
颯太	長男	2005年 9月 2日	中学生

<布施家のキャッシュフロー表>

(単位：万円)

経過年数			基準年	1年	2年	3年	4年
西暦(年)			2018	2019	2020	2021	2022
家族構成／ 年齢	布施 和也	本人	48歳	49歳	50歳	51歳	52歳
	美穂子	妻	47歳	48歳	49歳	50歳	51歳
	杏	長女	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳
	颯太	長男	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳
ライフイベント			杏 高校入学 颯太 中学入学	結婚20年 海外旅行		杏 大学入学 颯太 高校入学	
			変動率				
収入	給与収入(夫)	1%	628	634	641		
	給与収入(妻)	0%	150	150	150		
	収入合計	—	778	784	791		
支出	基本生活費	2%	382			(ア)	
	住居費	—	168	168	168	168	168
	教育費	—	140	110	200	320	230
	保険料	—	39	39	39	39	39
	一時的支出	—	0	100	0	0	0
	その他支出	1%	18	18	18	19	19
	支出合計	—			822		869
年間収支			31	▲41			▲66
金融資産残高			865	833	(イ)	664	605

※年齢および金融資産残高は各年12月31日現在のものとし、2018年を基準年とする。

※給与収入は可処分所得で記載している。

※記載されている数値は正しいものとする。

※問題作成の都合上、一部を空欄としている。

問22

布施家のキャッシュフロー表の空欄(ア)に入る数値を計算しなさい。なお、計算過程においては端数処理をせず計算し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

【答え】

＜布施家のキャッシュフロー表＞

(単位：万円)

経過年数			基準年	1年	2年	3年	4年
西暦(年)			2018	2019	2020	2021	2022
家族構成／ 年齢	布施 和也	本人	48歳	49歳	50歳	51歳	52歳
	美穂子	妻	47歳	48歳	49歳	50歳	51歳
	杏	長女	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳
	颯太	長男	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳
ライフイベント			杏 高校入学 颯太 中学入学	結婚20年 海外旅行		杏 大学入学 颯太 高校入学	
			変動率				
収入	給与収入(夫)	1%	628	634	641		
	給与収入(妻)	0%	150	150	150		
	収入合計	—	778	784	791		
支出	基本生活費	2%	382			(ア)	
	住居費	—	168	168	168	168	168
	教育費	—	140	110	200	320	230
	保険料	—	39	39	39	39	39
	一時的支出	—	0	100	0	0	0
	その他支出	1%	18	18	18	19	19
	支出合計	—			822		869
年間収支			—	31	▲41		▲66
金融資産残高			1%	865	833	(イ)	664
						664	605

ア)資料より、基本生活費は基準年382万円、変動率2%

3年後基本生活費を求めるには年利2%を3年間複利計算することで求めます。

複利計算の計算式

元金×(1+利率)^{N乗}

382万円×(1+2%)³

※電卓での計算は、まず(1+0.02)を計算し1.02。×を2回(=を年数-1回)

1.02××==1.061208

3,820,000×1.061208=4,053,814.56

問題文の記述より万円未満を四捨五入により、**405万円**

従って、正解は【ア. 405万円】

問23

布施家のキャッシュフロー表の空欄(イ)に入る数値を計算しなさい。なお、計算過程においては端数処理をせず計算し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

【答え】

＜布施家のキャッシュフロー表＞

(単位：万円)

経過年数			基準年	1年	2年	3年	4年
西暦(年)			2018	2019	2020	2021	2022
家族構成／ 年齢	布施 和也	本人	48歳	49歳	50歳	51歳	52歳
	美穂子	妻	47歳	48歳	49歳	50歳	51歳
	杏	長女	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳
	颯太	長男	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳
ライフイベント			杏 高校入学 颯太 中学入学	結婚20年 海外旅行		杏 大学入学 颯太 高校入学	
			変動率				
収入	給与収入(夫)	1%	628	634	641		
	給与収入(妻)	0%	150	150	150		
	収入合計	—	778	784	791		
支出	基本生活費	2%	382			(ア)	
	住居費	—	168	168	168	168	168
	教育費	—	140	110	200	320	230
	保険料	—	39	39	39	39	39
	一時的支出	—	0	100	0	0	0
	その他支出	1%	18	18	18	19	19
	支出合計	—			822		869
年間収支			—	31	▲41		▲66
金融資産残高			1%	865	833	(イ)	664
						664	605

1年目の金融資産残高を変動率で計算し、2年後の年間収支と合算させます。

まず変動率をかけた1年目の金融資産残高

複利計算の計算式

元金×(1+利率)^{N乗}

833万円×(1+1%)=8,413,300円

年間収支は収入合計-支出合計

791万円-822万円=-31万円

8,413,300円-310,000円=8,103,300円

問題文の記述より万円未満は四捨五入となるので、810万円

従って、正解は【イ. 810万円】

問24

布施さんは、教育費の負担が心配になり、奨学金について調べることにした。日本学生支援機構の奨学金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 日本学生支援機構の奨学金には、進学前に申し込む「予約採用」と、進学後に申し込む「在学採用」、家計の急変等に対応する「緊急採用」「応急採用」がある。
2. 日本学生支援機構の奨学金には、原則として返還不要の「給付型」と、返還を要する「貸与型」がある。
3. 日本学生支援機構の奨学金は、学生本人名義の口座に振り込まれる。
4. 日本学生支援機構の奨学金は、希望すれば進学前から受け取ることができる。

【答え】

1. 適切

奨学金の申込み方法は、基本的には学校を通じて申し込みます「**在学採用**」、高等学校卒業資格・大学入学資格保持者が利用するための「**予約採用**」の他、経済的理由や病気、災害などで緊急に奨学金が必要となった場合には「**緊急採用**」「**応急採用**」があります。

2. 適切

日本学生支援機構の奨学金は、「**給付型**」と「**貸与型**」があり、給付型は返済の必要はありません。

貸与型奨学金では、返還が困難になった場合、月々の返還額を減らして返還期間を延ばす減額返還か、一定期間返還を先送りする返還期限猶予を申請することが可能です。

3. 適切

日本学生支援機構の奨学金は、奨学金を希望する**本人へ貸付**を行います。従って学生本人の口座へ振り込まれます。

4. 不適切

奨学金の申し込みは進学前でも可能ですが、**受け取りは進学後**となります。

従って、正解は【4】

【第8問】 下記の(問25)～(問27)について解答しなさい。

下記の係数早見表を乗算で使用し、各問について計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないこととし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

下記の係数早見表を乗算で使用し、各問について計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないこととし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

[係数早見表 (年利1.0%)]

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5年	1.051	0.951	0.196	0.206	5.101	4.853
6年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8年	1.083	0.923	0.121	0.131	8.286	7.652
9年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

※記載されている数値は正しいものとする。

問25

荒木さんは、退職金として受け取った2,000万円を老後の生活資金の一部として使用するつもりである。これを25年間、年利1.0%で複利運用しながら毎年1回、年末に均等に取り崩すこととした場合、毎年年末に取り崩すことができる最大金額はいくらになるか。

【答え】

現在の一定額を一定期間で取崩した場合の毎年の受取額を求めるには資本回収係数です。

元金×資本回収係数=毎年の受け取り金額

本問では、2,000万円を25年間取り崩した場合の毎年の受け取り金額は？

下記の係数早見表を乗算で使用し、各問について計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないこととし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

[係数早見表 (年利1.0%)]

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5年	1.051	0.951	0.196	0.206	5.101	4.853
6年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8年	1.083	0.923	0.121	0.131	8.286	7.652
9年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

※記載されている数値は正しいものとする。

2,000万円×0.045=90万円

従って、正解は【900,000円】

問26

杉田さんは、子どもの大学の学費を準備するため、新たに積立てを開始する予定である。毎年年末に50万円を積み立てるものとし、6年間、年利1.0%で複利運用しながら積み立てた場合、6年後の合計額はいくらになるか。

【答え】

毎年一定額を積立た場合の一定期間後の元利合計を求めるには年金終価係数です。

毎年積み立てる金額×年金終価係数=一定期間後の合計額

本問では毎年50万円積み立てた場合の6年後の合計額は？

下記の係数早見表を乗算で使用し、各問について計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないこととし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

[係数早見表 (年利1.0%)]

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5年	1.051	0.951	0.196	0.206	5.101	4.853
6年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8年	1.083	0.923	0.121	0.131	8.286	7.652
9年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

※記載されている数値は正しいものとする。

50万円×6.152=3,076,000円

従って、正解は【3,076,000円】

問27

明石さんは、海外旅行の費用に充てる資金として、5年後に100万円を用意しようと考えている。 5年間、年利1.0%で複利運用しながら毎年年末に一定額を積み立てる場合、毎年いくらずつ積み立てればよいか。

【答え】

一定期間後に一定金額を用意するための毎年の積立額求めるには減債基金係数を使います。

目標とする金額×減債基金係数=毎年必要な積立額

本問では5年後に100万円を用意したい。毎年いくら積み立てたらよいか？

下記の係数早見表を乗算で使用し、各問について計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないこととし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

[係数早見表 (年利1.0%)]

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5年	1.051	0.951	0.196	0.206	5.101	4.853
6年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8年	1.083	0.923	0.121	0.131	8.286	7.652
9年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

※記載されている数値は正しいものとする。

100万円×0.196=196,000円

従って、正解は【196,000円】

【第9問】 下記の(問28)～(問34)について解答しなさい。

＜設例＞

増田敬太さんは、民間企業に勤務する会社員である。敬太さんと妻の瑠璃子さんは、今後の資産形成や家計の見直しなどについて、FPで税理士でもある大久保さんに相談をした。なお、下記のデータはいずれも2019年1月1日現在のものである。

〔家族構成〕

氏名	続柄	生年月日	年齢	職業等
増田 敬太	本人	1982年7月25日	36歳	会社員（正社員）
瑠璃子	妻	1985年8月14日	33歳	会社員（正社員）
ひかる	長女	2015年9月 1日	3歳	保育園児
かおる	二女	2015年9月 1日	3歳	保育園児

〔収入金額（2018年）〕

- ・ 敬太さん：給与収入450万円。給与収入以外の収入はない。
- ・ 瑠璃子さん：給与収入400万円。給与収入以外の収入はない。

〔自宅〕

- ・ 賃貸マンションに居住しており、家賃は月額11万円（管理費込み）である。
- ・ マイホームとして販売価格4,444万円（うち消費税144万円）のマンションを購入する予定である。

〔金融資産（時価）〕

- ・ 敬太さん名義
 - 銀行預金（普通預金）：200万円
 - 銀行預金（定期預金）：100万円
 - 財形住宅貯蓄（保険型）：200万円
- ・ 瑠璃子さん名義
 - 銀行預金（普通預金）：300万円
 - 銀行預金（定期預金）：200万円
 - 財形住宅貯蓄（金銭信託）：100万円

〔負債〕

- ・ 敬太さんと瑠璃子さんに負債はない。

[保険]

- ・ 収入保障保険A：年金月額15万円。保険契約者（保険料負担者）および被保険者は敬太さん、年金受取人は瑠璃子さんである。
- ・ 定期保険B：保険金額2,000万円。保険契約者（保険料負担者）および被保険者は瑠璃子さん、保険金受取人は敬太さんである。

問28

増田さん夫婦は、2019年2月にマンションを購入する予定である。増田さん夫婦が〈設例〉のマンションを購入する場合の販売価格のうち、土地(敷地の共有持分)の価格を計算しなさい。なお、消費税の税率は8%とし、計算結果について万円未満の端数が生じる場合は四捨五入すること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

【答え】

消費税は商品の購入やサービスの提供に対して課税される間接税で、消費税および地方消費税があります。

●税制上、取引は3つに分類されます

課税取引	・ 国内取引 ・ 資産の譲渡、貸付、役務の提供、サービス等の取引 ・ 事業者が事業として行う取引 ・ 対価を得て行う取引
非課税取引	取引内容は消費税の課税対象だが、社会的配慮等により課税しないものをいう ・ 土地の譲渡、貸付（1か月未満の貸付け等を除く） ・ 国債や株式等の譲渡 ・ 住宅の貸付け（1か月未満の貸付けを除く） ・ 商品券、切手、印紙などの譲渡 ・ 利子を対価とする金銭の貸付け ・ 行政手数料
不課税取引	消費税の課税対象の要件を満たさないもの ・ 配当金 ・ 寄付金 ・ 祝い金 ・ 保険金など

[自宅]

- ・ 賃貸マンションに居住しており、家賃は月額11万円（管理費込み）である。
- ・ マイホームとして販売価格4,444万円（うち消費税144万円）のマンションを購入する予定である。

土地の譲渡や貸付は非課税取引となります。

従って、資料の消費税は建物の消費税だとわかります。

建物の料金は：消費税144万円×税率0.08=1,800万円

従って、購入価格：4,444万円-建物代金1,800万円-建物消費税140万円=土地代金2,500万円

従って、正解は【2,500万円】

問29

増田さん夫婦は、マンションの購入に当たり、積み立てている財形住宅貯蓄を払い出そうと考えており、FPの大久保さんに質問をした。財形住宅貯蓄に関する大久保さんの次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 「瑠璃子さんの財形住宅貯蓄(金銭信託)の非課税限度額は、財形年金貯蓄と合わせて、元利合計で550万円までです。」
2. 「敬太さんの財形住宅貯蓄(保険型)の非課税限度額は、財形年金貯蓄と合わせて、払込保険料累計額で385万円までです。」
3. 「ご夫婦の共有名義の居住用新築マンションの購入のために財形住宅貯蓄を非課税で払い出すためには、床面積が50m²以上の物件を選ぶ必要があります。」
4. 「マンションの購入について増田さんご夫婦が財形住宅融資を受ける場合、一定の要件を満たしていれば、一般財形貯蓄、財形住宅貯蓄および財形年金貯蓄の合計残高の10倍の範囲内で融資を受けることができます。」

【答え】

1. 適切

財形貯蓄を行っている場合に特定の要件を満たすことにより、財形住宅融資を受けられます。

財形貯蓄には、一般財形貯蓄・財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄があり、**財形住宅貯蓄と財形年金貯蓄**は5年以上の積立期間となり、税制優遇として**両貯蓄の合計額550万円とその利子までが非課税**となります。

2. 不適切

財形住宅貯蓄と財形年金貯蓄は5年以上の積立期間となり、税制優遇として**両貯蓄の合計額550万円とその利子までが非課税**となります。

財形年金貯蓄のみでは385万円です。

3. 適切

財形住宅貯蓄を払い出す場合には要件があり、**住宅の床面積が50㎡以上**や、契約者本人の居住用住宅で、契約者が居住することといった**適格払い出し**の場合には、非課税です。

4. 適切

財形住宅融資の融資金額は、一般財形貯蓄・財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄のすべての残高を合計し、その**10倍以内(限度額4,000万円)**もしくは、対象の物件価格の90%以内まで融資可能です。

従って、正解は【2】

問30

敬太さんは、公募投資信託やETF(上場投資信託)、J-REIT(上場不動産投資信託)の購入を検討しており、一般NISA(少額投資非課税制度)についてFPの大久保さんに質問をした。大久保さんが金融商品等について説明する際に使用した下表の空欄(ア)~(ウ)に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

	公社債投資信託	株式投資信託	ETF	J-REIT
一般NISAによる非課税の対象	対象にならない	対象になる	(ア)	対象になる
金融商品取引所への上場・非上場	非上場	(イ)	上場	上場
指値注文	できない	できない	できる	(ウ)

<語群>

- | | | | |
|----------|------------|-------|--------|
| 1. 対象になる | 2. 対象にならない | 3. 上場 | 4. 非上場 |
| 5. できる | 6. できない | | |

【答え】

	公社債投資信託	株式投資信託	ETF	J-REIT
一般NISAによる非課税の対象	対象にならない	対象になる	(ア)	対象になる
金融商品取引所への上場・非上場	非上場	(イ)	上場	上場
指値注文	できない	できない	できる	(ウ)

<語群>

- | | | | |
|----------|------------|-------|--------|
| 1. 対象になる | 2. 対象にならない | 3. 上場 | 4. 非上場 |
| 5. できる | 6. できない | | |

ア)NISA（少額投資非課税制度）の特徴は指定された金融商品で得た利益の税金が免除される**非課税制度**です。

・非課税となる対象

→**上場株式・公募株式投資信託、J-REIT(上場不動産投資信託、ETF(上場投資信託)などの配当金・分配金・譲渡益。**

従って、ETFも**非課税対象となります。**

イ) 公社債投資信託と株式投資信託は**非上場**となるため、基準価額での購入となります。

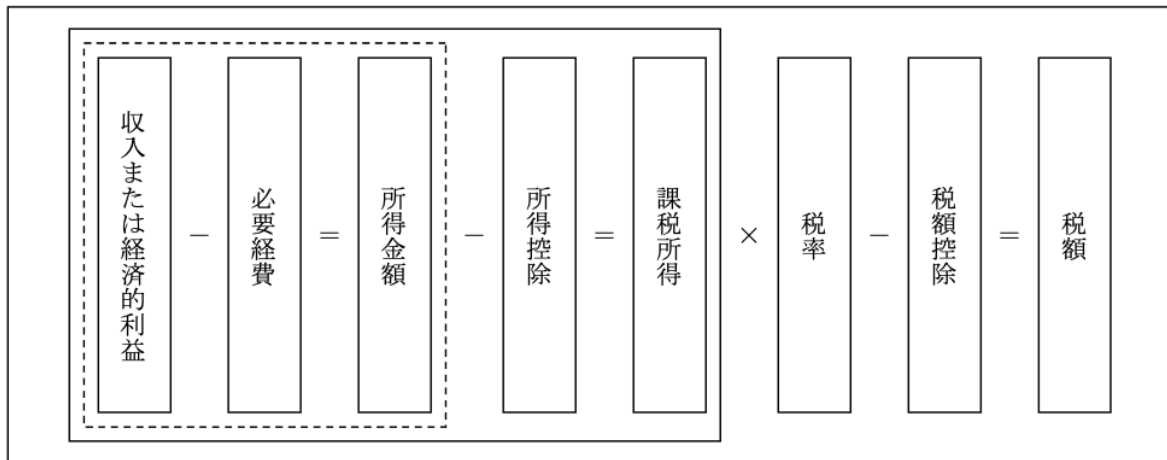
ウ)ETF, J-REITは株式の売買と同様の取引方法となりますので、指値注文や成行注文が**可能**です。

従って、正解は【ア. 1. 対象となる イ. 4. 非上場 ウ. 5. できる】

問31

FPの大久保さんは、個人に対する所得税の仕組みについて敬太さんから質問を受けた。大久保さんが下記<イメージ図>を使用して行った所得税に関する次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。

<イメージ図>



(出所：財務省「所得税の基本的な仕組み」)

1. 「敬太さんが住宅ローンを借入れ、年末に借入金残高がある場合、要件を満たせば住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）として、一定金額を所得税額から控除することができます。」
2. 「敬太さんがふるさと納税をした金額は、寄附金控除として、一定金額を所得税額から控除することができます。」
3. 「敬太さんが支払う収入保障保険の保険料は、生命保険料控除として、一定金額を所得金額から控除することができます。」
4. 「敬太さんが負担している厚生年金保険料は、社会保険料控除として、その全額を所得金額から控除することができます。」

【答え】

1. 適切

- ・住宅ローン控除は税額控除です。
- ・対象となる年の控除額を所得税から控除し、控除しきれない分は住民税から控除されます。

2. 不適切

ふるさと納税は寄附金控除となりますので税額控除ではなく、所得控除の対象です。所得金額からの控除となります。

3. 適切

収入保障保険は被保険者が死亡したり、高度障害になった場合に保険金の受け取りが可能な保険です。

この生存や死亡を理由に支払われる保険料は、一般の生命保険料控除の対象となります。

従って所得控除の対象です。

4. 適切

社会保険料控除では、納税者本人が、納税者本人、または本人と生計を一にする配偶者、そのほかの親族に係る社会保険料を支払った場合に、その負担金額の金額にかかわらず全額が社会保険料控除の控除額 となります。

従って、正解は【2】

問32

敬太さんは、健康保険料(一般保険料をいう。以下同じ)について確認したいと思い、FPの大久保さんに質問をした。敬太さんの健康保険料等に関する次の(ア)~(エ)の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。なお、敬太さんは全国健康保険協会管掌健康保険(以下「協会けんぽ」という)の被保険者である。また、健康保険料の計算に当たっては、下記〈資料〉に基づくこととする。

〈資料〉

〔敬太さんに関するデータ〕

給与：毎月270,000円(標準報酬月額280,000円)

賞与：1回につき630,000円(標準賞与額630,000円)

※賞与は年2回支給される。

健康保険の一般保険料率：10.00%(労使合計)

(ア) 毎月の給与に係る健康保険料のうち、敬太さんの負担分は14,000円である。

(イ) 賞与に係る健康保険料については、敬太さんの負担分はない。

(ウ) 敬太さんは、健康保険料と介護保険料を合わせて負担している。

(エ) 協会けんぽの保険料率は全国一律である。

【答え】

ア)適切○

健康保険の保険料負担額は、被保険者の標準報酬月収、及び標準賞与額に保険料率を掛けて計算します。

雇用されている事業者との折半となりますので、合計額を1/2したものが負担すべき保険料となります。

<資料>

[敬太さんに関するデータ]

給与：毎月270,000円（標準報酬月額280,000円）

賞与：1回につき630,000円（標準賞与額630,000円）

※賞与は年2回支給される。

健康保険の一般保険料率：10.00%（労使合計）

従って資料より、毎月の給与に係る健康保険料は

毎月の標準報酬月額は $280,000円 \times 10.00\% \times 1/2 = 14,000円$

イ)不適切×

健康保険の保険料負担額は、被保険者の標準報酬月収、及び標準賞与額に保険料率を掛けて計算します。

ウ) 不適切×

公的介護保険は40歳以上からの負担となります。

従って、まだ36歳の敬太さんは介護保険料の負担はありません。

・ 公的介護保険

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上	40歳以上～65歳未満
保険料	市区町村が所得に応じる	・ 健康保険 協会けんぽの介護保険料は1.79%で 全国一律(令和2年現在) ・ 国民健康保険の場合 前年の所得に応じる。
受給者	要介護・要支援者	特定疾病により、要介護・要支援に なった人
利用者 自己負担	年金収入280万円未満 1割負担 年金収入280万円以上 2割負担 年金収入等340万円以上 3割負担※平成30年8月～ (支給限度額を超えた部分は全額 自己負担) 食費・住居費は全額自己負担 ケアプラン作成費は負担なし	原則1割負担 (支給限度額を超えた部分は全額自 己負担) 食費・住居費は全額自己負担 ケアプラン作成費は負担なし

エ) 不適切×

介護保険料率は全国一律ですが、健康保険料率は都道府県ごとに異なります。

問33

瑠璃子さんは、敬太さんが万一死亡した場合の公的年金の遺族給付について、FPの大久保さんに相談をした。仮に敬太さんが2019年2月に36歳で在職中に死亡した場合、敬太さんの死亡時点において瑠璃子さんが受け取ることができる遺族給付の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、敬太さんは、大学卒業後の22歳から死亡時まで継続して厚生年金保険の被保険者であったものとする。また、家族に障害者に該当する者はなく、記載以外の遺族給付の受給要件はすべて満たしているものとする。

1. 遺族基礎年金+遺族厚生年金
2. 遺族基礎年金+遺族厚生年金+中高齢寡婦加算
3. 遺族厚生年金
4. 遺族厚生年金+中高齢寡婦加算

【答え】

・遺族基礎年金の支給要件

被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある者が死亡したとき。
(ただし、死亡した者について、保険料納付済期間（保険料免除期間を含む。）が
加入期間の3分の2以上あること。)

・対象者

死亡した者によって生計を維持されていた、**子のある配偶者・子**

・遺族厚生年金

被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある者が死亡したとき。
(ただし、死亡した者について、保険料納付済期間（保険料免除期間を含む。）が
加入期間の3分の2以上あること。)

遺族厚生年金を受給できる遺族の範囲は、妻、子、孫、および55歳以上の夫、父
母、祖父母となっています。

厚生年金保険の被保険者である**夫が死亡し、子のない40歳以上から65歳になる
前(中高齢の時期)までの妻**の遺族厚生年金には、**中高齢寡婦加算額(有期年金)**が
加算支給されます。大前提として、遺族厚生年金を受け取っていることが必要で
す。

〔家族構成〕

氏名	続柄	生年月日	年齢	職業等
増田 敬太	本人	1982年7月25日	36歳	会社員（正社員）
瑠璃子	妻	1985年8月14日	33歳	会社員（正社員）
ひかる	長女	2015年9月1日	3歳	保育園児
かおる	二女	2015年9月1日	3歳	保育園児

敬太さん家族の場合、**遺族基礎年金**および**遺族厚生年金**の支給要件を満たしてい
ます。

子供がいるため、中高齢寡婦加算の支給はありません。

従って、正解は【1. 遺族基礎年金＋遺族厚生年金】

問34

敬太さんの弟の康男さん(34歳)は、より良い職を求め、大学卒業後から12年間勤務していたMT社を自己都合退職した。求職活動中は雇用保険から基本手当を受給する予定であり、基本手当の受給手続きについてFPの大久保さんに質問をした。大久保さんが行った雇用保険の基本手当の受給手続きに関する次の説明の空欄(ア)~(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

「基本手当を受給するためには、退職後、勤めていたMT社から（ ア ）を受領し、住所地を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）に出向き、求職の申込みを行います。

受給資格の決定後、7日間の待期期間を経て、基本手当の支給が開始されますが、康男さんは自己都合退職であるため、待期期間終了後、最長（ イ ）の給付制限の間、基本手当は支給されません。

また、基本手当を受け取るには、（ ウ ）ごとに、公共職業安定所（ハローワーク）に出向き、失業の認定を受けなければなりません。失業していたと認定された日数分の基本手当が支給されます。」

1. (ア)雇用保険被保険者離職票 (イ)1ヵ月間 (ウ)1週間
2. (ア)雇用保険被保険者離職票 (イ)3ヵ月間 (ウ)4週間
3. (ア)雇用保険受給資格者証 (イ)3ヵ月間 (ウ)1週間
4. (ア)雇用保険受給資格者証 (イ)1ヵ月間 (ウ)4週間

【答え】

ア) 雇用保険を受給する場合には、退職後ハローワークへ雇用保険師保険者離職票を提出します。

雇用保険師保険者離職票は退職した企業より受領します。

イ) 雇用保険では給付待機期間として7日間、自己都合による離職は7日+3ヶ月の給付制限があります。

ウ) 基本手当は、再就職を支援するために支給されるものですので、支給には再就職活動のもと4週間ごとに、ハローワークへ出向き、失業の認定が必要です。

従って、正解は【2. (ア) 雇用保険被保険者離職票 (イ) 3ヵ月間 (ウ) 4週間】

【第10問】 下記の(問35)～(問40)について解答しなさい。

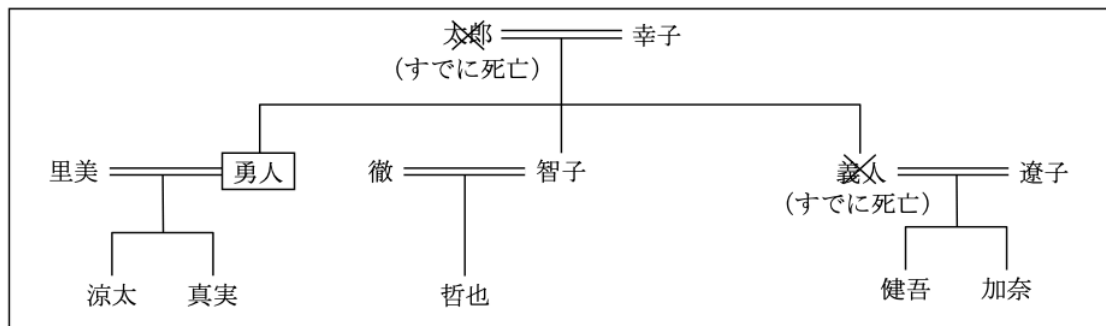
<設例>

国内の上場企業に勤務する大場勇人さんは、今後の生活のことなどに関して、FPで税理士でもある成田さんに相談をした。なお、下記のデータは2019年1月1日現在のものである。

I. 家族構成（同居家族）

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
大場 勇人	本人	1966年12月18日	52歳	会社員
里美	妻	1966年10月26日	52歳	パートタイマー
涼太	長男	1994年 7月30日	24歳	大学院生
真実	長女	1999年 6月12日	19歳	大学生
幸子	母	1938年 9月22日	80歳	無職

II. 大場家の親族関係図



III. 大場家（勇人さんと里美さん）の財産の状況

[資料1：保有資産（時価）]

（単位：万円）

	勇人	里美
金融資産		
預貯金等	2,560	300
債券・株式等	820	—
生命保険（解約返戻金相当額）	[資料3]を参照	[資料3]を参照
不動産		
土地（賃貸アパートの敷地）	4,400	—
建物（賃貸アパートの家屋）	300	—
その他（動産等）	120	50

[資料2：負債残高]

自動車ローン：80万円（債務者は勇人さん）

[資料 3 : 生命保険]

(単位 : 万円)

保険種類	保険 契約者	被保険者	死亡保険金 受取人	保険金額	解約返戻金相当額
終身保険 A	勇人	勇人	里美	3 0 0	1 5 0
終身保険 B	勇人	勇人	里美	2 3 0	1 5 0
変額個人年金保険 C	勇人	里美	勇人	(注 1)	5 8 0
変額個人年金保険 D	勇人	里美	勇人	(注 1)	4 0 0

注 1 : 変額個人年金保険 C および D の死亡保険金は、被保険者である里美さんの死亡時の年金原資相当額（便宜上、解約返戻金相当額と同額とする）と一時払保険料相当額である 5 0 0 万円のいずれか大きい金額が支払われるものである。

注 2 : すべての契約において、保険契約者が保険料を全額負担している。

注 3 : 契約者配当および契約者貸付については考慮しないこと。

IV. その他

上記以外の情報については、各設問において特に指示のない限り一切考慮しないこと。

問35

FPの成田さんは、まず現時点(2019年1月1日)における大場家(勇人さんと里美さん)のバランスシート分析を行うこととした。下表の空欄(ア)に入る数値を計算しなさい。

<大場家(勇人さんと里美さん)のバランスシート>

(単位：万円)

[資産]		[負債]	
金融資産		自動車ローン	×××
預貯金等	×××		
債券・株式等	×××		
生命保険（解約返戻金相当額）	×××	負債合計	×××
不動産			
土地（賃貸アパートの敷地）	×××		
建物（賃貸アパートの家屋）	×××	[純資産]	(ア)
その他（動産等）	×××		
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

【答え】

総資産を求める場合には資産合計額-負債合計額で求められます。

〔資料1：保有資産（時価）〕

（単位：万円）

	勇人	里美
金融資産		
預貯金等	2,560	300
債券・株式等	820	—
生命保険（解約返戻金相当額）	〔資料3〕を参照	〔資料3〕を参照
不動産		
土地（賃貸アパートの敷地）	4,400	—
建物（賃貸アパートの家屋）	300	—
その他（動産等）	120	50

〔資料3：生命保険〕

（単位：万円）

保険種類	保険 契約者	被保険者	死亡保険金 受取人	保険金額	解約返戻金相当額
終身保険A	勇人	勇人	里美	300	150
終身保険B	勇人	勇人	里美	230	150
変額個人年金保険C	勇人	里美	勇人	（注1）	580
変額個人年金保険D	勇人	里美	勇人	（注1）	400

まず資産ですが、資料1より、
預貯金等2,560万円＋300万円＋債権・株式820万円＋不動産土地4,400万円＋建物
300万円＋その他120万円＋50万円＝8,550万円

資料3の生命保険では、解約返戻金として
終身A：150万円＋終身B：150万円＋変個C：580万円＋変個D：400万円＝1,280万円

従って資産合計9,830万円

負債は自動車ローンのみです。

〔資料2：負債残高〕

自動車ローン：80万円（債務者は勇人さん）

資産9,830万円－負債80万円＝9,750万円

従って、正解は【9,750】

問36

2018年分の所得税の計算において、勇人さんが適用を受けることができる配偶者控除または配偶者特別控除(ア)と扶養控除(イ)の金額の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、2018 年中において大場家は全員勇人さんと同居し、生計を一にしている。また、障害者・特別障害者に該当する者はいない。

< 2018年における大場家の合計所得金額 >

勇人さん	700万円
里美さん	112万円
涼太さん	15万円
真実さん	20万円
幸子さん	80万円

< 配偶者控除額（所得税）の早見表 >

納税者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円

<配偶者特別控除額（所得税）の早見表>

配偶者の 合計所得金額 \ 納税者の 合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
38万円超	85万円以下	38万円	26万円	13万円
85万円超	90万円以下	36万円	24万円	12万円
90万円超	95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超	100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超	105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超	110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超	115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超	120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超	123万円以下	3万円	2万円	1万円

1. (ア) 11万円 (イ) 76万円
2. (ア) 11万円 (イ) 101万円
3. (ア) 38万円 (イ) 76万円
4. (ア) 38万円 (イ) 101万円

【答え】

配偶者控除では納税者と生計を一にする配偶者で、

- ・配偶者の合計所得金額が 38 万円以下 (年収 103 万円以下)
- ・納税者本人の合計所得金額が 1,000 万円以下

の場合に適用されます。

また配偶者特別控除の要件は

- ・納税者本人と生計を一にする配偶者（内縁関係はダメ）で青色事業専従者と白色事業専従者でないもの
- ・配偶者の合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下である
- ・納税者本人の合計所得金額が 1,000 万円以下

< 2018 年における大場家の合計所得金額 >

勇人さん	700 万円
里美さん	112 万円
涼太さん	15 万円
真実さん	20 万円
幸子さん	80 万円

里美さんは所得金額が112万円のため、配偶者控除は適用されません。
配偶者特別控除は適用が可能です。

<配偶者特別控除額（所得税）の早見表>

配偶者の 合計所得金額 \ 納税者の 合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
38万円超	85万円以下	38万円	26万円	13万円
85万円超	90万円以下	36万円	24万円	12万円
90万円超	95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超	100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超	105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超	110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超	115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超	120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超	123万円以下	3万円	2万円	1万円

1. (ア) 11万円 (イ) 76万円
2. (ア) 11万円 (イ) 101万円
3. (ア) 38万円 (イ) 76万円
4. (ア) 38万円 (イ) 101万円

<2018年における大場家の合計所得金額>

勇人さん	700万円
里美さん	112万円
涼太さん	15万円
真実さん	20万円
幸子さん	80万円

里美さんの所得は112万円、勇人さんの所得は700万円ですので、速算表より11万の控除を受けられます。

扶養控除については、**配偶者以外**で納税者本人と生計を一にする親族が対象で、対象となる親族の**合計所得金額が38万円以下**の場合に適用可能です。

	扶養控除	特定扶養親族	扶養控除	老人扶養親族
控除対象年齢	16歳～19歳 未満	19歳～23歳 未満	23歳～70歳 未満	70歳以上
控除額	38万円	63万円	38万円	同居 58万円 別居 48万円

< 2018年における大場家の合計所得金額 >

勇人さん	700万円
里美さん	112万円
涼太さん	15万円
真実さん	20万円
幸子さん	80万円

Ⅰ. 家族構成（同居家族）

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
大場 勇人	本人	1966年12月18日	52歳	会社員
里美	妻	1966年10月26日	52歳	パートタイマー
涼太	長男	1994年 7月30日	24歳	大学院生
真実	長女	1999年 6月12日	19歳	大学生
幸子	母	1938年 9月22日	80歳	無職

家族構成から、各扶養控除額は、
 19歳の真実さんは所得金額が20万円なので、63万円。
 24歳の涼太さんは所得金額が15万円なので、38万円
 母の幸子さんは所得金額が80万円のため**対象外**

従って扶養控除額は63万円＋38万円＝**101万円**

1. (ア) 11万円 (イ) 76万円
2. (ア) 11万円 (イ) 101万円
3. (ア) 38万円 (イ) 76万円
4. (ア) 38万円 (イ) 101万円

従って、正解は【2. (ア)11万円 (イ)101万円】

問37

仮に、幸子さんが現時点(2019年1月1日)で死亡した場合、幸子さんの相続に係る相続税の総額として、正しいものはどれか。なお、相続税の課税価格の合計額は2億4,000万円であるものとし、計算に当たっては、下記<計算過程>に従って計算すること。また、相続を放棄した者はいないものとする。

<計算過程>

- ① 相続税の課税価格の合計額から基礎控除額を差し引き、課税遺産総額を算出
- ② 課税遺産総額を各法定相続人が民法の規定に基づく法定相続分に応じて取得したものとして、各法定相続人の取得金額を計算
- ③ 各法定相続人の取得金額に対して<相続税の速算表>を適用し、税額を算出
- ④ 上記③で算出された税額を合計し、相続税の総額を算出

<相続税の速算表>

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
1,000万円 以下		10%	—
1,000万円 超	3,000万円 以下	15%	50万円
3,000万円 超	5,000万円 以下	20%	200万円
5,000万円 超	1億円 以下	30%	700万円
1億円 超	2億円 以下	40%	1,700万円
2億円 超	3億円 以下	45%	2,700万円
3億円 超	6億円 以下	50%	4,200万円
6億円 超		55%	7,200万円

1. 2,920万円
2. 3,160万円
3. 3,660万円
4. 4,540万円

【答え】

資料より計算の手順

- ①相続税の課税価格の合計額から基礎控除額を差し引き、課税遺産総額を算出
- ②課税遺産総額を各法定相続人が民法の規定に基づく法定相続分に応じて取得したものとして、各法定相続人の取得金額を計算
- ③各法定相続人の取得金額に対して＜相続税の速算表＞を適用し、税額を算出
- ④上記③で算出された税額を合計し、相続税の総額を算出

・相続税とは相続または遺贈により財産を取得したときにかかる税金のことです。課税対象となる相続財産には「本来の相続財産」と「みなし相続財産」があります。

「**本来の相続財産**」とは相続や遺贈により取得した財産で、預金や株、債券など金銭で見積もることができます。

「**みなし財産**」とは生命保険や退職金などで、実質的に相続財産とみなして、相続税の課税対象としているものです。

①課税対象の財産は本文中より、2億4,000万円です。

基礎控除額は法定相続人の数で決まります。

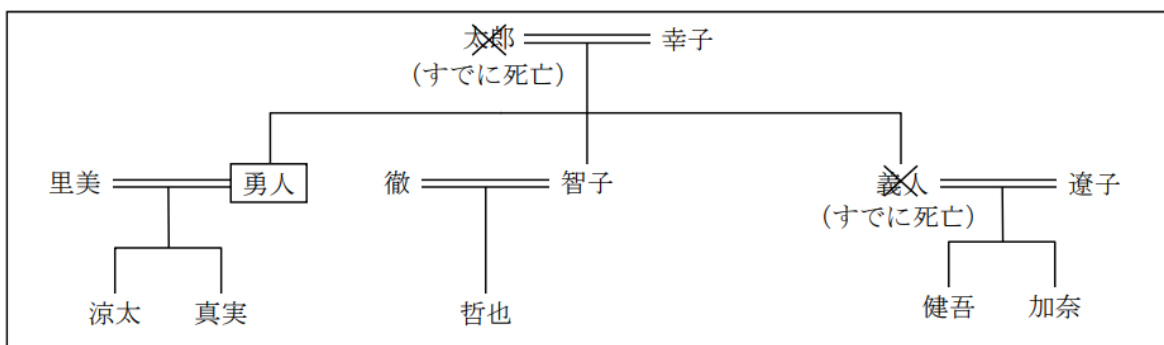
相続課税価格が**基礎控除額以下**であれば課税されないので、申告書の提出は不要となります。

相続税の基礎控除の算式

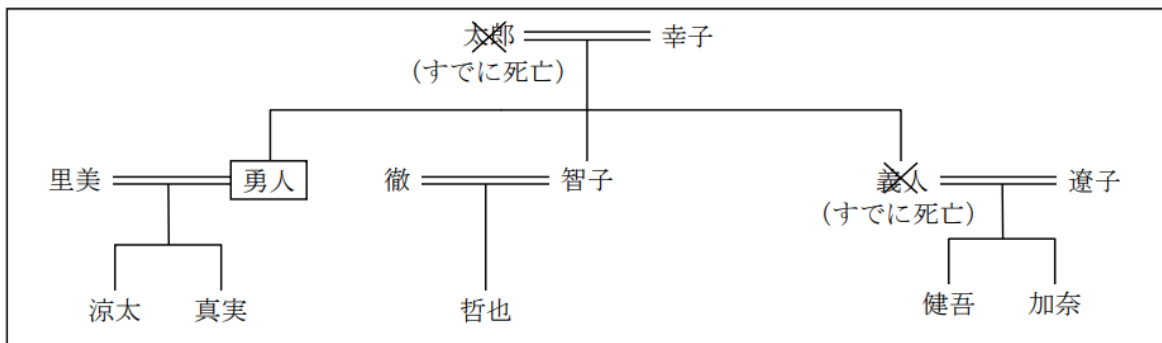
$$=3,000万円+600万円\times\text{法定相続人の数}$$

幸子さんが亡くなった場合の法定相続人は子2人、孫2人の計**4人**です。

Ⅱ. 大場家の親族関係図



Ⅱ. 大場家の親族関係図



幸子さんには勇人さん、智子さん、義人さんの3名ですが義人さんは既に他界されています。

相続開始時にすでに相続人が死亡していた場合、その死亡した人の子に相続権が移行されることを代襲相続と言います。

義人さんの相続分を孫の健吾さん、加奈さんで分割します。

●相続人の範囲と順位、法定相続分

配偶者のみ		相続分すべて		
順位	範囲	法定相続分	配偶者	配偶者なし
第1順位	子	1/2で均等分	1/2	すべてを均等
第2順位	直系尊属 父母・祖父母の順	1/3で均等分	2/3	すべてを均等
第3順位	兄弟姉妹 第1, 第2がない	1/4で均等分	3/4	すべてを均等

・相続税の基礎控除の算式

$$= 3,000 \text{万円} + 600 \text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

従って、

$$3,000 \text{万円} + 600 \text{万円} \times 4 = 5,400 \text{万円}$$

課税遺産総額は

$$2 \text{億} 4,000 \text{万円} - 5,400 \text{万円} = 1 \text{億} 8,600 \text{万円}$$

②課税遺産総額を各法定相続人が民法の規定に基づく法定相続分に応じて取得したものと、各法定相続人の取得金額を計算

各相続人の相続分は既に死亡している義人さんの分も含め、**子3人で均等**に分割と考えます。

義人さんの相続分を孫の健吾さん、加奈さんで分割します。
従って、**勇人さんと智子さんが1/3**、**孫の健吾さんと加奈さんが1/3**を更に分割し**1/6**です。

●相続人の範囲と順位、法定相続分

配偶者のみ		相続分すべて		
順位	範囲	法定相続分	配偶者	配偶者なし
第1順位	子	1/2で均等分	1/2	すべてを均等
第2順位	直系尊属 父母・祖父母の順	1/3で均等分	2/3	すべてを均等
第3順位	兄弟姉妹 第1, 第2がない	1/4で均等分	3/4	すべてを均等

<相続税の速算表>

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
1,000万円 以下		10%	—
1,000万円 超	3,000万円 以下	15%	50万円
3,000万円 超	5,000万円 以下	20%	200万円
5,000万円 超	1億円 以下	30%	700万円
1億円 超	2億円 以下	40%	1,700万円
2億円 超	3億円 以下	45%	2,700万円
3億円 超	6億円 以下	50%	4,200万円
6億円 超		55%	7,200万円

1. 2,920万円
2. 3,160万円
3. 3,660万円
4. 4,540万円

③各法定相続人の取得金額に対して<相続税の速算表>を適用し、税額を算出

④上記③で算出された税額を合計し、相続税の総額を算出

課税遺産総額1億8,600万円を各法定相続人で分割すると、

・子1/3: 勇人さん 智子さん

1億8,600万円×1/3×30%-700万円=1,160万円
(6,200万円)

・孫1/6: 健吾さん 加奈さん

1億8,600万円×1/6×20%-200万円=420万円
(3,100万円)

相続税総額は

1,160万円+1,160万円+420万円+420万円=3,160万円

従って、正解は【2. 3,160万円】

問38

幸子さんは、自宅の敷地と貸駐車場(敷地内に構築物のない、いわゆる青空駐車場である)を所有している(他に所有する土地等はない)。仮に、現時点(2019年1月1日)で幸子さんが死亡した場合、幸子さんの相続に係る相続税の課税価格の計算に際し、小規模宅地等に係る相続税の課税価格の計算の特例(以下「小規模宅地等の評価減特例」という)の適用を受けることのできる面積の上限として、最も適切なものはどれか。なお、自宅の敷地については同居親族である勇人さんが、貸駐車場については智子さんが、それぞれ相続するものとする。



1. 自宅の敷地(240 m²)にのみ、小規模宅地等の評価減特例の適用を受けることができる。
2. 勇人さんと智子さんの選択により、自宅の敷地(240 m²)と貸駐車場(200 m²)のいずれか一方にのみ、小規模宅地等の評価減特例の適用を受けることができる。
3. 勇人さんと智子さんの選択により、自宅の敷地(240 m²)と貸駐車場(200 m²)のうち、合計で330 m²まで小規模宅地等の評価減特例の適用を受けることができる。
4. 自宅の敷地(240 m²)と貸駐車場(200 m²)のすべて(合計440 m²)について、小規模宅地等の評価減特例の適用を受けることができる。

【答え】

小規模宅地の特例では、特定居住用宅地(自宅)については面積330㎡を上限に80%が減額となります。

従って自宅の敷地240㎡に適用可能です。

貸駐車場には適用できません。

区分	要件	面積	割合	備考
特定居住用宅地	被相続人の居住用で、取得者が配偶者の親族	330㎡	80%	特定居住用と特定事業用の併用では730㎡まで適用
特定事業用宅地	被相続人の事業用で、取得者が一定の親族	400㎡	80%	相続税申告まで事業を引き継ぐ
貸付事業用宅地	不動産貸付用の宅地(賃貸マンション等)	200㎡	50%	相続税申告期限までに譲渡した場合は除く

従って、正解は【1】

問39

里美さんは、パートタイマーとして働いている勤務先で健康保険の被保険者となっているが、働く時間を減らせば、勇人さんが加入する全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)の被扶養者となれるかどうか、FPの成田さんに質問をした。成田さんが行った協会けんぽの被扶養者に関する次の説明の 空欄(ア)~(エ)にあてはまる数値および語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

「健康保険の被扶養者とされるのは、主として被保険者の収入により生活をしている者です。具体的には、被扶養者とされる者の年間収入が（ ア ）万円（60歳以上の者や一定の障害者は、（ ア ）万円に50万円を加えた額）未満で、原則として被保険者の収入の（ イ ）未満であることとされています。

ただし、被扶養者とされる者が被保険者と同居していない場合には、年間収入が（ ア ）万円（60歳以上の者や一定の障害者は、（ ア ）万円に50万円を加えた額）未満で、その金額が被保険者からの仕送り額より少ない場合に被扶養者とされます。

なお、被扶養者となれるのは一定の親族に限られますが、そのうち配偶者（内縁関係を（ ウ ））、子、孫、被保険者本人の兄弟姉妹および父母などの直系尊属については、別居であっても収入要件を満たしていれば被扶養者となることができます。

ただし、被扶養者とされる者が他の医療保険（健康保険、後期高齢者医療制度）の被保険者とされる場合には、被扶養者となることができないため、海外居住者等一部の例外を除き、（ エ ）歳以上の者が被扶養者とされることはありません。」

1. (ア) 103 (イ) 3割 (ウ) 除く (エ) 75
2. (ア) 103 (イ) 2分の1 (ウ) 除く (エ) 70
3. (ア) 130 (イ) 3割 (ウ) 含む (エ) 70
4. (ア) 130 (イ) 2分の1 (ウ) 含む (エ) 75

【答え】

ア.イ)健康保険の被扶養者(配偶者など)の要件は

同一生計親族等で、原則としての年収が

1. 130万円未満(60歳以上または障害者は180万円未満)
2. 被保険者の年収の1/2未満(同居の場合)

ウ)被扶養者の範囲は配偶者(内縁関係を含む)、子の他にも直系尊属、孫や義父母(同居の要件あり)も含まれます。

エ) 後期高齢者医療制度は、加入者全員が被保険者となるため、74歳まで扶養に入っていて保険料負担がなかった人でも、75歳になって後期高齢者医療制度に加入すると、保険料負担が発生します

従って、正解は【4. (ア) 130 (イ) 2分の1 (ウ) 含む (エ) 75】

問40

勇人さんは、20歳から大学卒業までの間は国民年金に加入しておらず、その期間は保険料を納付していなかった。このままでは満額の老齢基礎年金を受給することができないので、FPの成田さんに国民年金の任意加入制度について相談をした。国民年金の任意加入制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 厚生年金保険に加入中の者は、国民年金に任意加入することができない。
2. 60歳に達した時点で老齢基礎年金の受給資格期間は満たしているが、その額が満額ではない者は、
年金額を増やすため70歳になるまで国民年金に任意加入することができる。
3. 老齢基礎年金の繰上げ請求を行った者は、それ以降国民年金に任意加入することができない。
4. 国民年金に任意加入している65歳未満の者は、付加保険料を納付することができる。

【答え】

1. 適切

既に厚生年金や共済組合等に参加している場合、国民年金の任意加入は、**対象外**です。

国民年金の任意加入は、保険料納付済期間が40年間（480月）未満の場合や、受給資格期間が10年未満だった場合、老齢基礎年金額が少ないため、60歳以後も国民年金に任意加入し保険料を納付することで、老齢基礎年金額を満額に近づける事ができます。

2. 不適切

60歳到達時、受給資格期間が**10年未満だった場合には70歳**まで任意加入が可能です。

60歳到達時、**受給資格期間を満たしていた場合**の任意加入可能期間は**65歳まで**です。

3. 適切

老齢基礎年金を繰上げ支給した場合には、任意加入が**出来なくなります**。

4. 適切

付加年金は第1号被保険者の任意制度です。月額保険料400円を国民保険料に上乗せし納付し、200円×納付期間が老齢基礎年金に加算されます。

第1号被保険者および**65歳未満の任意加入被保険者が対象**です。